

第3集・明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流

～小谷源之助・仲治郎兄弟と金澤屋の人びと～

1. アメリカの水産事情を調査する農商務省と官報
2. 大日本水産会報にみるアメリカの水産情報
3. 野田や井出、森たちと小谷兄弟、A. M. アーレン
4. 新聞にみるモンレーの住民たちの採鮑業規制要求
5. ポイントロボスの採鮑業と鮑缶詰会社
6. 小谷兄弟を紹介した農商務省海外実業練習生・椎原廣男報告

『明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流』 <既出>

0. はじめに
1. 明治の長尾村根本
2. 海産物問屋・金澤屋と『長尾村誌』
3. 根本で始まった潜水器採鮑漁と森一族
4. 「慶應幼稚舎」で学ぶ源之助と横浜・清水屋
5. 乾鮑製造と小浜「器械根」の採鮑漁
6. 清国との海産物貿易と水産伝習所創設
7. 金澤屋と海産物商人～萬屋・伊豆屋・石福
8. 水産伝習所で学ぶ仲治郎～明治 23-24 年
9. 金澤屋を支えていた人びと
10. 佐渡の森知幾と源之助の活躍
11. 源之助の「逃亡」事件とよばれた出来事
12. 磯焼けと根本での調査・「あわび研究」
13. 源之助・仲治郎兄弟が渡米にいたるまで
14. 金澤屋の女性たち
15. 明治女学校のひでと画家倉田白羊
16. 清三郎の死去と仲治郎

『続・明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流』 <既出>

1. 小谷仲治郎の帰国と排日（日本人移民排斥）問題
2. 小谷源之助が書いた「陳情書下書き」
3. 源之助の三男省三の証言
4. 小谷兄弟の渡米と岸上鎌吉「あわび研究」
5. 魚類学者 D. S. ジョーダンや B. ディーンと日本
6. 野田音三郎や井出百太郎、森俊肇らの採鮑漁業
7. 排日問題とモンレーの鮑漁への規制
8. 大島四郎著『安房の潮左為』からみる小谷兄弟と A. M. アーレン

『第3集・明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流』 <本稿>

1. アメリカの水産事情を調査する農商務省と官報
2. 大日本水産会報にみるアメリカの水産情報
3. 野田や井出、森たちと小谷兄弟、A. M. アーレン
4. 新聞にみるモンレーの住民たちの採鮑業規制要求
5. ポイントロボスの採鮑業と鮑缶詰会社
6. 小谷兄弟を紹介した農商務省海外実業練習生・椎原廣男報告

1. アメリカの水産事情を調査する農商務省と官報

『源流』の「12. 磯焼けと根本での調査・『あわび研究』」において「…水産行政が揺れ動いていた。水産政策の要である農商務省水産局は1885（明治18）年2月に設置されたものの、1890（明治23）年6月に農務局に統合される形で廃止された。この措置に不満をもった水産業界では一致して反対したが、農商務大臣に復活を訴えても戻らなかった。その後、水産局に代わるべき水産調査所が計画され、1893（明治26）年4月に農商務大臣の管理下で水産調査所が設置され、水産に関する調査事務をおこなうことになった。それとともに13名の委員で水産調査会が付設されている。2年後に改正された官制では職員の構成は所長、技師（定数3人）、技手（定数14人）、書記（定数4人）に改められ、所長は農務局長が兼務していたなかで、水産局設置の要望が高まり、1897（明治30）年6月になって水産局は再設置された」と記述してきた。

水産調査所の5年間において技師岸上鎌吉は、鮑の調査研究を報告しており、前述の『源流』の「12. 磯焼けと根本での調査・『あわび研究』」のなかに「明治期に農商務省が全国の水産事情を調査した報告書があるが、そのなかで鮑と磯焼けに関わる調査報告がある。明治26年頃に安房の根本海域で農商務省水産調査所技師・岸上鎌吉が鮑調査をおこない『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治二十九年）に「あわび研究第二報」を報告」と紹介したが、この1893（明治26）年頃に根本に鮑調査に来た出来事は、金澤屋の協力を得ていたことが小谷清三郎宛に出した部下の佐々木沖太郎の書簡からわかった。乾鮑製造で知られる海産物業者「金澤屋」の清三郎の存在もあるが、やはり岸上にとっては水産伝習所の教え子であり、伝習所第1回卒業の佐々木にとっても第3回卒業の小谷仲治郎の先輩にあたり、仲治郎の存在を高く評価していたのではないかと。それがその後、農商務省水産調査所が野田音三郎や井出百太郎、磯部水哉などから依頼があったモントレーの鮑調査を金澤屋の小谷兄弟に声をかけた可能性が高い。

渡米前には鮑の調査研究を深め、カルフォルニア・モントレーの水産情報を確認したと思われる。とくに鮑の調査研究に関わることは、渡米してまもなくモントレーの住民たちによる採鮑業の規制条例問題がおこった際に、郡監督委員会や裁判所は採鮑業者たちに弁明の機会を与え、また陳述書を提出させたのである。岸上鎌吉論文や農商務省水産調査所の『水産調査報告』など最新の調査研究文献を勉強していた採鮑業者の一人として小谷仲治郎が、新聞への寄稿文や陳述書を作成したのではないと思われる。「4. 新聞にみるモントレーの住民たちの採鮑業規制要求」において、「H. Shimasaki」という名で新聞に寄稿した記事全文を掲載した。

なお、「あわび研究第二報」の発行の前に『続・明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流』（以下、『続・源流』と略）の「4. 小谷兄弟の渡米と岸上鎌吉の『あわび研究』」で取り上げた『水産調査報告（第三巻）第壹 第貳冊』（農商務省水産調査所 明治28年）の「あわび研究第一報』がある。そこには「外國ニ於ケルあはび漁業」という重要な小論があり、源之助や仲治郎は熟読して調査研究の参考にしたと思われる。その部分を再度抜粋すると「…あわびハ七十餘種アリ東洋、南洋、歐洲、及ビ北米太平洋岸ニ饒産ス…北太平洋岸ニテハ桑港近傍トス…米國水産調査報告ニヨルニ北太平洋沿岸ノあわび漁業ハ千八百七十九年ニハ肉及ビ介殼ヨリ十三万弗許ノ収獲アリ…千八百八十八年ニハ其収獲實ニ三百万弗ニ達セリ、然レドモ志那人ノ貪慾ナル濫獲シテ遂ニ諸所ノ漁場ヲ荒廢ニ歸セシメタリト云ウ、同國ニテハ介殼ノ方肉ヨリモ貴シ、千八百七十九年ノ報告ニヨレバ介殼ノ一噸四十弗及至九十弗、肉ハ一磅凡ソ五仙ノ割合ナリト云ウ、要スルニ外國あわび漁業ハ未ダ幼稚ニシテ捕獲法等ニ至リテハ未ダ本邦ノ右ニ出ヅルモノナキガ如シ、種類ハ本邦産ノモノト異ナレリ。明治廿七年十一月…」である。

1895（明治28）年の『あわび研究第一報』報告書には、「…北太平洋岸ニテハ桑港近傍トス…米國水産調査報告ニヨルニ…志那人ノ貪慾ナル濫獲シテ遂ニ諸所ノ漁場ヲ荒廢ニ歸セシメタリト云ウ、同國ニテハ介殻ノ方肉ヨリモ貴シ…外國あわび漁業ハ未ダ幼稚ニシテ捕獲法等ニ至リテハ未ダ本邦ノ右ニ出ヅルモノナキガ如シ…」と指摘し、小谷兄弟も注目したはずである。岸上鎌吉が小論であっても「外國ニ於ケルあはび漁業」が著述できたのは、「当時の農商務省水産調査所では、米政府に関わる漁業や水産関係の報告書やディヴィッド・スター・ジョーダンの論文などを翻訳して、日本の漁業や水産政策に活用」していたからであった。

これを裏付ける資料として当時の『官報』を取り上げたい。政府が発行する唯一の法令公布の機関紙が『官報』であり、1883（明治16）年に創刊された政府情報の公的な伝達手段として今日まで発行されている。1895（明治28）年12月7日発行『官報 第三七三四號』の「公使館及領事館報告」には、「哥倫比亞州ニ於ケル本邦水産調査所試製魚類ノ品票」として「ヴァンクーヴァ駐在帝國二等領事能勢辰五郎」が報告している。農商務省水産調査所は「試製魚類（塩漬製や燻製など）」として、魚類加工品が海外で販売できる商品になるかどうかをアメリカやカナダ各都市の魚類問屋に依頼して魚類加工試供品の品評会をおこない、消費者の嗜好を調査した報告である。その際に各地の水産事情も取り上げ、日本人や中国人などの漁業者の動きや魚類の輸出入のこと、食生活での魚類の摂取、宗教徒の食材の視点も入れて取り上げている。魚類消費が多いアメリカやカナダ向けに輸出できる商品開発をおこなっていくが、その先頭に農商務省水産調査所が立っていたことがわかる。

海外からの報告も受けて、翌年『明治廿九年度水産調査所事業報告』を作成し、1897（明治30）年に発行している。そのなかにある「海外販路調査」では、缶詰の海外需要を確かめるため試製品を領事館に送って現地での品評を依頼している。また、塩鯖販路では「千葉県下館山関澤水産製造所ニ託シテ製造シセシメ米國紐育ストローメヤー商會ニ送付シ試賣セシメタリ…」とあるので、館山に居住して「関澤水産製造所」を営んでいた元水産伝習所所長関澤明清が関わっていた。アメリカでの水産調査や缶詰製造、魚類加工を見聞してきた人物であり、小谷仲治郎の水産伝習所時代の所長であり教員であった

この関澤が97（明治30）年1月に突然、死去している。アメリカなど海外の水産事情を詳しく紹介してきた関澤は、卒業後も仲治郎らに影響を与えていたと思われ、とくに関澤が伝習所を辞して館山に住居しつつ漁船を所有して漁業生活に入ると、仲治郎とは交流を深めたであろう。豊津村を拠点に捕鯨事業をおこない、日本水産会社を買い取って関澤水産製造所を営みながら、伝習所生徒たちの夏季実習の場を提供するなど、官吏から企業人に転身した姿は若者たちに水産人の生き方の模範を示すことになった。しかし、道半ばで関澤が亡くなったことは、仲治郎に大きな衝撃を与えたであろう。葬儀に政府関係者や農商務省高官、大日本水産会役員、そして伝習所教員や仲治郎などの卒業生たちが参集した際に、仲治郎は農商務省の人物から野田や井出、磯部ら依頼されていたモントレイでの鮑調査の話を書く機会になったとも考えられる。

そして、1898（明治31）年5月7日発行『官報 第四四五三號』と1900（明治33）年4月9日発行『官報 第五〇二七號』は、小谷兄弟が渡米して採鮑業を開始していく時代に関わっている。モントレイの漁業や採鮑業のことが簡潔に報告されている極めて重要な『官報』である。この二つ以外にも同様の報告があるかもしれないが、現在手元にあるこの『官報』を使って、政府・農商務省が当時、アメリカのカリフォルニア・モントレイの漁業をどう把握していたかを紹介したい。

『官報 第四四五三號』「公使館及領事館報告」は帝國領事館報事務代理領事館補船越光之丞と外務書記生瀬川淺乃進が報告したもので最初に「桑港附近在留本邦人状況」を取り上げている。この

調査では、サンフランシスコ領事館管内のカルフォルニア・ネバダ両州の在留邦人状況を観察し、日本人が最も多いのはカルフォルニア州の約五千人とし、サンフランシスコを拠点にサクラメントやロサンゼルスを南北の両翼として、フレスコやワッソビル、バカビルノ付近に多くの日本人が集まり労働に従事し、季節が変わる度に四方に散らばり定住していないと報告している。各都市の在留邦人の人口動静や職業別動向、他国の移民の様子とともに、農業、商工業、漁業、鉱業その他諸業に分けて見聞したことを詳しく調査している。この報告書は関係団体の会報に抄録され同年の『会報』（第192号）6月号の外報に漁業部分が「北米加里福尼州沿海漁業」との題で記事になり、『講農会会報』10月号には「桑港附近在留本邦人の状況」として『官報』より読み易く報告全体が取り上げられている。

漁業の部分抜き出すと「加里福尼州沿海ノ漁業ハ従来伊太利、西班牙及葡萄牙人等ノ多ク營ム所ナリシニ桑港近傍竝ニモントリオールノ海岸ニ於テハ近來支那人ノ之ニ従事スル者漸次増加シ已ニ其漁獲セシ魚貝類ヲ乾燥シ之ヲ其本國ニ輸出スルノ途ヲモ開キシニ本年四月中佐賀縣人野口音三郎ナル者紀州熊野ノ漁夫ニシテ兼テ當國ニ在留スル者數人ヲ率ヒテモントリオールノ海岸ニ於テ漁業ヲ始メタリ之ヲ本邦人ノ當國ニ於テ漁業ヲ營ムノ嚆矢トス漁季ハ毎年三四月頃ヨリ十月頃マテニシテ殊ニ夏季五六月ノ交ヲ以テ盛ナリトス其漁獲スル魚類ハ鮭、「シーバス」、鯖、鰯、鰩、鰈、鱈、鮑、海豚及鯉魚等ニシテ野田ハモントリオールノ近海に於テ西人ノ獵獲スル鯨肉（西人ハ油ヲ取りテ肉ヲ捨ツ）ヲモ引受ケテ汎ク之ヲ販賣スルノ計畫ヲ為セリ右本邦漁夫ハ冬季漁業ノ閑ナルトキニハ其近邨地方ニ於テ伐木及開墾等ニ従事スルノ見込ナリト云フ」と報告されている。

この「モントリオール」とはモンレーのことであり、この地に来た佐賀県出身の野田音三郎が「紀州熊野ノ漁夫兼テ當國ニ在留スル者數人ヲ率ヒテ…本邦人ノ當國ニ於テ漁業ヲ營ムノ嚆矢」としている。領事館書記生瀬川が報告書にまとめるにあたって、『官報 第四四五三號』の発行の5月7日から逆算して、カルフォルニア州とネバタ州の各地を巡回し、とくに都市を中心に聞き取り調査をした時期は98（明治31）年の初めであり、その頃にモンレーに行き野田らの漁業を取材したのではないかと推察される。乾鮑のことは「支那人ノ之ニ従事スル者漸次増加シ已ニ其漁獲セシ魚貝類ヲ乾燥シ之ヲ其本國ニ輸出」と報告しているため、野田や井出の依頼で小谷兄弟の鮑調査が始まった頃と思われる。なお、「野田ハモントリオールノ近海に於テ西人ノ獵獲スル鯨肉（西人ハ油ヲ取りテ肉ヲ捨ツ）ヲモ引受ケテ汎ク之ヲ販賣」とする計画があったとすると、井出百太郎と組んでいた森俊肇が、その後捕鯨活動に関心を持って事業化のきっかけにしたとみている。

カルフォルニア・モンレーの漁業、とりわけ採鮑業をみるうえで極めて重要な『官報』は、1900（明治33）年4月9日発行『官報 第五〇二七號』である。「公使館及領事館報告」のなかの「米國加里福尼州視察情況」は、アメリカ・カルフォルニアの地理、各都市の水産事情を紹介したものである。とくにモンレーの採鮑業については、これまであまり取り上げられなかった内容であり注目すべき貴重な公文書である。小谷兄弟ら渡米鮑漁師に対しての政府や農商務省の資料が見当たらないなか、他の日本側資料やアメリカ側資料と重ねながら、不明部分を埋めていく必要がある。

注目している箇所を抜き出し検討してみる。「…モントリオール市ハ桑港ノ南百二十五哩ノ沿岸ニ在リテ百八十年前ノ建基ニ係リ加州ノ首都ト定メラレタル舊市ナリ今日ニ於テハ商業地トシテ格別枢要ナラサレトモモントリオール湾ニ瀕シ當沿岸ニ於テ風光最佳ノ點ニ在リ市ノ南一哩許ニ於ケル「デル、モンテホテル」と稱スルハ南太平洋鐵道會社ニ所屬スル宏壯ノ旅館ニシテ美麗ナル百二十噓ノ公園ニ繞圍セラレ且ツ附近白砂青松景象無涯ノ間車馬遊臨ノ道路十七哩ヲ存シ宛然一箇ノ桃源ヲ成シ眞ニ米國保養地ノ女王タル名稱ニ恥チス夏時郡人士ノ暑ヲ此地ニ避ケ山水秀美ノ

裡ニ適遊スル者甚タ多シ當市及其附近ニ在留スル本邦人ハ數十人ニシテ多クハ皆漁業ニ従フ者トス就中桑港ニ於テ本邦雜貨ヲ販賣スル井出商店ノ副事業タル漁業場ハ市ヲ距ル數哩ノカーメル崎ニ在リテ目下二臺ノ潜水器ヲ装置シ二十餘人ノ漁夫ヲ雇用シ専ラ鮑漁ニ従事ス漁獲高各月五万乃至十萬封ニ達シ其肉ハ總テ干鮑ノ上桑港ヘ運搬セラレ清國ヘ輸出ノタメ桑港ヨリ在長崎清商ヘ向ケ轉送セラル而シテ該品質ハ本邦産等ニ比シ下等ニシテ現今ノ取引價格ハ百封ニ附キ六十圓ナリ又貝殻ハ歐州ヘ輸送ノタメ桑港ノ商人ヘ賣渡シ二千封ニ附キ米貨三十五弗ニ價スト云フ右井出ノ外モンテリオール地方ニ於テ採鮑業ニ従フ清國人數人アリ而シテ軔近當國人間之ニ對シ反抗者ヲ出スニ至レリ後ノ理由トスル所ハ凶歎ニ際シ緊要ノ好食料ヲ保存セラルヘカラスト云フニ在リテ昨年加州州會中該漁業禁止案提出セラレタレトモ通過スルニ至ラスシテ止ムヲ得タリ然ルニ頃日同様ノ議案更ニモンテリオール郡會ノ議ニ上リタル結果竟ニモンテリオール灣ヨリカーメン灣ニ至ル約十哩ノ沿岸ニ於テ採漁スルヲ禁セラレ且ツ右區限外ニ於テ漁鮑スル者ニ對シテハ六十弗ノ税金ヲ賦課スルニ至レリ井出漁場以外當地方ニ於テ本邦人ノ漁場ヲ營ム者野田音次郎ノ漁場アリ島崎春吉ナル者亦曩ニ捕鯨器ヲ購入シ目下該漁業ヲ開始スルノ計畫中ナリト云フ」との記載である。現地で調査した時期は、1900（明治33）年4月9日付『官報』発行から逆算して、この年の初め頃、モンレーなどで聞き取り調査をしたのでないかと思われる。

報告者はカルフォルニア各地を視察し、1898（明治31）年5月7日発行『官報 第四四五三號』においてサンフランシスコ領事館書記生瀨川光之丞が調査報告した人口動向や産業別の基礎データを参考に、あらためて統計的な資料を収集し、カルフォルニアの各都市を調査している。全体的に簡潔な報告の割には、モンレーの部分が比較的詳しく記載しており、これまであまり取り上げられなかった採鮑業を報告している。

なかでも「…井出商店ノ副事業タル漁業場ハ市ヲ距ル數哩ノカーメル崎ニ在リテ目下二臺ノ潜水器ヲ装置シ二十餘人ノ漁夫ヲ雇用シ専ラ鮑漁ニ従事…肉ハ總テ干鮑ノ上桑港ヘ運搬セラレ清國ヘ輸出ノタメ桑港ヨリ在長崎清商ヘ向ケ轉送セラル而シテ該品質ハ本邦産等ニ比シ下等…」という部分は、「井出商店」が「カーメル崎」において20余名の漁夫を雇って2台の器械式潜水器を使用して採鮑をおこない、採ったものは乾（干）鮑にして清国に輸出していること、その輸送はサンフランシスコ港から一旦長崎の清商に送ってから清国に転送していることを伝えている。井出商会水産部は採鮑の部分で20余名の漁夫を雇って2台の器械式潜水器の使用は確かな数字であると考えられ、小谷兄弟らをはじめとする渡米した鮑漁師たちがいた。ただ、1台の潜水器械を乗せた船は安房からの漁師たちであったと思うが、もう1台はどこからの漁師たちが関わっていたのだろうか。また、乾鮑を清国に輸出するにあたり、なぜ長崎を通じて輸送していたか。さらに当時、井出以外の採鮑業者には数名の清国人を雇っているとすると、器械式潜水ではなく手鉈での採鮑をおこなっていたなかで、器械式潜水での採鮑をおこなっている日本人グループの姿は生産も多く、地元住民たちから当然、鮑資源を保護せよとの声にさらされていく。

当時の「…昨年加州州會中該漁業禁止案提出セラレタレトモ通過スルニ至ラスシテ止ムヲ得タリ然ルニ頃日同様ノ議案更ニモンテリオール郡會ノ議ニ上リタル結果竟ニモンテリオール灣ヨリカーメン灣ニ至ル約十哩ノ沿岸ニ於テ採漁スルヲ禁セラレ…」とあり、カリフォルニア州議会に採鮑業を禁止する法案が提出され、その時は通過するまでには至らなかったが、同じような法案が今度はモンレー郡議会にも上程され、結果は法案が通りモンレー灣からカーメル灣までの沿岸において採鮑漁が禁止になったことが述べられている。なお、採鮑業に対する住民からの規制要求問題は別項において現地の新聞報道などを取り上げる。

そして、注目しているのは「…井出漁場以外當地方ニ於テ本邦人ノ漁場ヲ營ム者野田音次郎ノ漁場アリ島崎春吉ナル者亦曩ニ捕鯨器ヲ購入シ目下該漁業ヲ開始スルノ計畫中…」という部分である。当初、採鮑は小谷兄弟らが担って野田と井出は共同で経営していたのであるが、何らかの理由で分裂しているので、この時は井出商店の漁場と野田音三郎の漁場に分かれている記載されている。

その他に島崎春吉が採鮑業をおこなっているが、捕鯨器を買ったので捕鯨事業を計画しているとある。このポイントロボスの捕鯨については、1898（明治31）年末に森俊肇経営の森合名会社がアメリカ企業から捕鯨関係一式を買い取り事業化している。島崎春吉は採鮑業から森とともに捕鯨事業を進めていったのだろうか。なお、この島崎春吉は、別項の「5. 新聞にみるモンレーの住民たちの採鮑業規制要求」で取り上げている人物と重なる。採鮑業の規制に対して新聞『モンレー・サイプレス』に長文の寄稿が掲載されるが、書いた人物はポイントロボスの採鮑業者「H. Shimasaki」である。この人物の寄稿文は鮑の調査研究に基づいた内容であり、当時の採鮑業者のなかで書ける人物は小谷仲治郎しかいなかったと思われる。

この頃の『官報』をみると、水産伝習所時代の小谷仲治郎（明治24年7月第3回卒業）の同級生前田謹一郎がアメリカやカナダに来ている。1898（明治31）年5月28日発行の『官報 第四四七一號』「公使館及領事館報告」の「加里福尼州製鹽業状況」は、農商務省海外実業練習生であった前田の調査報告である。1894（明治27）年の『大日本水産会報』（以下、『会報』と略）5月号に「英領加奈陀の鮭漁」、8月号に「英領コロンビヤ州通信」があるので前田は漁業視察のため北アメリカに来ていたが、その際に水産調査所から委嘱され、「英領コロンビヤ州鮭漁業竝罐詰製法調査報告」（『水産調査報告第3巻』農商務省水産局）に関わっている。翌95（明治28）年の『会報』11月号の大日本水産会会員名簿には、前田が「在米桑港領事館ニテ」とし、この年11月に農商務省海外実業練習生に採用されると、アメリカの水産業調査を命ぜられるとともに、一時期ハーバード大学で学んだようだ。そして、1902（明治35）年3月までサンフランシスコを拠点に調査活動に従事し農商務省へ報告書を送っている。仲治郎が渡米して同級生の前田と水産情報の交流のために接触した可能性は高い。

2. 大日本水産会報にみるアメリカの水産情報

1894（明治27）年の『会報』4月号には興味深い記事が掲載されている。この年3月、朝鮮での甲午農民戦争を契機に日清両国が対峙するようになり、8月には日清戦争が勃発する。4月に入って、水産伝習所では33名が第6回の卒業生として巣立っていくが、そのなかの福岡県出身である永延虎八郎と圓入参之介の2人が漁業のため英領カナダに渡った。1885（明治18）年より英領カナダに移住として渡った群馬県出身の相川之賀は農業や漁業を営んでいたが、現地で最も将来があると期待される漁業には専門家がいなかったため、相川はわざわざ帰国し伝習所卒業生に働きかけた結果、2人の渡米が実現した。『会報』雑録に掲載された「水産傳習所生徒の外國行」の記事は、対外貿易や遠洋漁業、移民などが話題になり水産教育においても海外情報や知識が重要になってきた。

1896（明治29）年は、小谷源之助・仲治郎兄弟渡米の前年であり、また野田音三郎らがモンレーでの採鮑業を進めていくために、日本の農商務省からの支援や助言を求めたという言い伝えは、それを裏付ける資料が今のところ見つかっていない。ただ、この年にはアメリカの水産業の記事が多く注目すべき情報もあった。1893（明治26）年の大日本水産会会員名簿に記載がある会員小谷仲治郎が『会報』を購読していれば読んでいたであろう。なかでも1896（明治29）年の『会報』から重要と思われる情報や、鮑漁業に関わって仲治郎も目を通したと思われる記事を取り上げてみたい。

一つ目は『会報』172号(10月号)の雑録にあった「アルトバドス號調査員の講話」という記事である。内容は「北太平洋鰐肭獸及其獵業調査の爲め派遣せられたる米國水産調査船『アルトバドス』號は其調査を了へ今度横濱寄港碇泊したるを機とし九月十八日農商務省高等官、帝國大學、中央氣象臺員及大日本水産會及水産傳習所員等二十餘名にて同號乗組員及米國公使領事等を招待し芝紅葉館に於て懇親の宴を開きしが水産傳習所に於ては同號乗組調査員『ドクトル』エル、スティニーゲル氏を聘して同所生徒の爲めに一場の講話をもとめたりしに氏は快く承諾し十月五日來所して鰐肭獸並其獵法に關し講話されたり同氏は米國『スミソニアン、インスチ、ツューション』爬蟲類兩棲類管督の任を帯ふる由其講話は當日水産調査所技手大瀧圭之助の口譯を筆記して本號論説欄に掲げたり」である。

この中の米國水産調査船『アルトバドス』号については、『続・明治期に渡米した房総アワビ漁師たちの源流』(以下『続・源流』)において、「1896(明治29)年に米國蒸氣調査船アルバトロス号(ジェフラーソン・F・モーサー中佐指揮)が日本近海に調査活動に來たが、外務省史料に1897(明治30)年『鰐肭ノ棲息研究ノ米國理學者汽船アルバトロス号ニテ千島群島へ越キ度旨同國公使ヨリ申出一件』(国立公文書館・アジア歴史資料センター)があり、そのなかに米國公使より調査でお世話になったと人物として、『農商務省水産調査所 所長藤田四郎 岸上鎌吉 大瀧圭之介』の記載がある。」と述べた。調査船乗組調査員、つまりアメリカの水産研究者が10月5日に水産伝習所に向いて生徒へ講話をしている。その際にスタフォード大学ジョーダン学長やモントレーのポプキンス臨海実験所と関わっていた水産調査所技手大瀧圭之助が通訳をし、10月15日には当『会報』に講演録が掲載される素早さであり、当時のアメリカ水産情報に対応する向き合い方がわかる。

二つ目に『会報』174号(12月号)の雑報のなかに「米國漁業雜誌發行者の書信」との一文があり、その内容は「米國紐育市に於て毎週發行する漁業雜誌は水産實業上有益なる好雜誌なるが近頃同誌發行者ジェー、イー、ゼンニング氏より大日本水産會へ同誌五十部と共に書面を寄せ自今同誌發行毎に同誌を寄贈するを以て同会々報並其他参考となるへき圖書の寄送を依頼し且彼我水産上の事項に付相互通信を開き度旨を申越し今回送附したる同雜誌は三重縣第六回品評會及第二回水産博覽會關係者へ頒布方を依頼し尚同氏は明年は成るべく水産博覽會を參觀したき旨申添へ同會よりは來意承諾の旨を答へたり 因に云ふ事項漁業雜誌 The Fishing Gazette と稱し毎週一回發行する水産雜誌にして壹ヶ年郵税共二弗五拾仙なり購讀を望む者は前金を添へ左の處へ申込まるへし G. E. Jennings. 317 Broadway, New York, U. S. A」というものである。この記事からいえることは、英語を読み書きできればアメリカ漁業雜誌を手に入れて、水産情報を知ること民間レベルでの交流ができる時代になってきた。仲治郎も渡米する前の準備として、アメリカで発行されている漁業雜誌を読んで、現地の漁業情勢を把握していたと考えられる。

三つ目に同じ12月号には、伊藤一隆の論説「米國水産の話」(月次小集會演説)が掲載されている。『続・源流』では伊藤を「…当時の米國の水産調査データは農商務省の漁業や水産政策をつくるうえで欠かせないもの…水産研究では明治初期より米國からのお雇い教師を招いたり、米國留学したものを官吏に…米國の水産を調査報告した北海道の水産技師伊藤一隆…1886年に米國の水産調査のため出張し、巾着網の調査をして試作と試験操業をし…1888(明治21)年には千歳にさけ・ます孵化場を設置…伊藤の調査報告には米國における鮑關係の資料はない…1890年代頃より…日本側は米國の鮑の水産事情を正確に把握するようになった」と紹介している。

大日本水産會学芸委員という立場にあった伊藤が、1896(明治29)年の時点でアメリカ水産業を見聞してきた最新情報を講演した。その「米國水産の話」では、鮮魚の貯蔵法では今日、器械的冰

凍法に大きな進歩があり、魚類ばかりでなく保存により腐敗する品物は冷凍や冷蔵の部屋に保管し、大きな冷倉庫まで造られている。とくに魚類などはアンモニアが液体から気体になる変化を応用した「コンプレッション・システム」(圧迫法)であり、生魚の保存方法や運搬、販売などに影響をもたらしている。現在のアメリカ社会では魚類などの商品化や流通、貿易にも大きな変化が起こっていることを伊藤は伝えている。世界の動きを見ながら大日本水産会員たちにも水産分野の技術革新を知らせていく啓蒙活動のなかで、仲治郎が激動する世界に目を向けていったことは間違いない。

1899(明治32)年3月、水産伝習所の500名近くの卒業生たちは同窓会を結成し『水産同窓會誌』を発行した。その第1号には「米國ノ鮑」という題で次のような記事が掲載された。「米國ノ鮑 頃日米國かりふをるにやヨリ歸朝セシ鈴木某氏ノ談話に據レバ桑港ヲ距ルコト南方約六十哩余ノ海岸ニ於テ鮑ノ棲息所ヲ發見シ本年右採取ヲ試ミタルニ頗ブル繞産シ是ヲ明鮑ニ製シ在米支那人ニ試賣セシモ意ノ如ク聲價ヲ高ムル能ハズトテ右見本携帶ノ上歸朝セリ全品ヲ見ルニ至テ大形ニシテ乾燥色澤其ニ可ナリ然レトモ其形状不整ナルアリ之ヲ試食スルニ味ヒ内地産ニ大差ナシ其種類ハ介殼等ノ見本ナキ為メ判別スル能ハザルモ内地産またか種ノ稍々長形ナルモノナリ要スルニ其製法ヲ今一層改良スルニ至ラバ清國輸出向トシテ價値ヲ昇スルニ至ラン又同産地附近ノ一帯ハ山脈連續シ且樹木繁茂スレバ薪材充分ナリ加之空氣至テ乾燥シ物ヲ乾燥スル極メテ都合宜シト又同海底ニハ昆布科ノ海藻非常ニ多キヲ以テ沃度ヲモ製造スルノ見込ナリトテ夫々調査中ナリト云フ全地ノ位置ハ恰モ内地ノ四國邊ニ相當シ氣候モ極メテ温暖ニシテ魚類鯨族ノ如キ極メテ多ク實ニ有望ナリト云フ氏ハ東京京橋區木挽町六丁目一鹿島組ニアリ三月頃迄滞在ノ見込ニシテ是非水産ニ經驗アル方一名雇聘シ益々進ニテ斯業ヲ擴張セトンノ計畫ナリト云フ」という内容である。

この記事はアメリカ帰りの「鈴木某氏ノ談話」という形で聞き取ったもので、本人が1898(明治31)年末頃に見聞した出来事と思われる。まず「桑港ヲ距ルコト南方約六十哩余ノ海岸ニ於テ鮑ノ棲息する所ヲ發見」とはモントレイ海岸を指しているものの、現地の野田や井出、小谷兄弟らの名前がなく、どんな形の漁業であるかが語られていない。また、乾鮑(明鮑)「製法ヲ今一層改良スルニ至ラバ」清国の輸出向けにすると具体的なことが述べられ、さらに「水産ニ經驗アル方一名雇聘シ益々進ニテ斯業ヲ擴張セトンノ計畫」とあるが、現地の会社から直接、依頼されたのだろうか。

さて「鈴木某氏」とは誰なのか。ヒントは水産や鮑のことに詳しいうえに、『同窓會誌』に登場する人物なので卒業生の「鈴木」と思われ、周りに海外に渡っている同級生がいる人物と想定される。すると第6回卒業生に青森県出身の鈴木雄という人物がいて、1901(明治34)年の『同窓會誌』1月号の名簿には、小谷仲治郎のモントレイの住所や前田謹一郎のハーバード大学在学とともに、鈴木雄の名前があり在米と書かれていた。

このようにモントレイの採鮑業のことは、1900(明治33)年前後に『官報』や『同窓會誌』などに取り上げられることになるが、官庁や水産関係者の目に若干触れる程度で、しかも小谷兄弟などの渡米鮑漁師たちのことはまったく知らされず、取り上げられることもない出来事であった。しかし、丹念な資料調査をすると、これまで見逃していた重要な事実が発見できる。この1899(明治32)年3月発行の『水産同窓會誌』第1号の「米國ノ鮑」は重要な資料であるが、大日本水産会員で同窓会員である小谷仲治郎のことがまったく記載されていないのが極めて残念である。

3. 野田や井出、森たちと小谷兄弟、A. M. アーレン

1895(明治28)年、モントレイにおいて野田音三郎は森林伐採事業だけでなく、翌年漁業に関心を示し、とくに採鮑業をおこなうために農商務省に手紙で専門家依頼の相談をしたといわれる。ま

た、野田とともに採鮑業に取り組もうとした井出百太郎も、磯部水哉の伝で農商務省に専門家派遣の依頼をしたという。これらのことは後にアメリカ・カルフォルニアへ移民した人びとの紹介やカルフォルニアの日系人移民史する書籍に書かれているだけで、日本政府の農商務省関係や大日本水産会などの資料で裏付けるものは今のところ見つかっていない。

これまで野田音三郎や井出百太郎、森（護）俊肇に関わって、あまり取り上げられてこなかった資料や出来事を紹介したい。まず野田は1901（明治34）年の『会報』12月号によれば、大日本水産会の海外からの10月入会者として紹介されている。音三郎の名が「音次郎」となっているが、『官報』や書籍のなかで「音次郎」とするものも見受けられ、ただの誤植とも思えない。野田が1901（明治34）年10月にわざわざ大日本水産会の海外会員となった意図はどこにあったのだろうか。当時、開墾事業を続けながら1898（明治31）年からモンレー湾で本格的な漁業を開始し、当初から井出百太郎と共同経営しながら、採鮑は小谷兄弟らが担って乾鮑など加工品の製造に取り組んでいた。前述したように何らかの理由で2人は分裂し、1900年（明治33）年の『官報』にも井出と野田の鮑漁場に分かれ採鮑していると記載されている。その後、マルバスと共同して鮭と鮑の缶詰製造のため、モンレー水産缶詰会社を1902（明治35）年に設立するが、その前年に大日本水産会の海外会員になったのは、排日の動きが強まるなか缶詰類の製造・販売など本格的な水産業への進出を図るために、調査研究や水産貿易の情報など日本の水産界との繋がりを求めたからかもしれない。

ところで、野田や井出から鮑専門家としての依頼を受け、1897（明治30）年9月に小谷源之助は渡米し、彼らのもとでパシフィックグローブを中心にモンレー半島周辺の鮑調査を開始した。この頃、A. M. アーレンは、経営難のカーメルランド石炭会社が所有する休鉱の再探掘調査を依頼され、モンレー・ポイントロボスに向かっている。その調査結果は、今後の鉱山再興は無理であると判断され、カーメル石炭会社はポイントロボスの所有地を手放すことになる。そして、その年12月には弟の仲治郎が山本林治・安田市之助・安田大介の3人の海士とともに渡米し、素潜りでの採鮑をはじめ、源之助などとともにホエラズ湾周辺のポイントロボスでの鮑調査をすすめた。

翌98（明治31）年1月、カーメルランド石炭会社が手放したポイントロボスの土地64エーカーは、アーレン自身が購入することとなった。ただ新聞記事ではアーレンが鉱山を借り受け、ポイントロボスとカルメリト市として分譲された地域を含む640エーカーを購入したと記載されている。翌月にはカルメリトの道路を整地し、砂利を敷き詰めるとともに、夏にはカーメル湾を見下ろすポイントロボスに石造りの家屋を改築し、後にアーレン一家5人はポイントロボスに移住する。

この年の2月頃、井出百太郎経営の井出商会がカーメル湾域に出先の水産部を持ち、ポイントロボスで素潜りによる採鮑業と乾鮑製造を始めたものと思われるが、A. M. アーレンがポイントロボスの土地所有者になったことで、カーメル湾ポイントロボス沿岸での採鮑をするにあたって井出や小谷兄弟は、アーレンに挨拶をして理解を求めたはずである。とくに採鮑に関してアーレンは小谷兄弟と交流するなかで興味関心を持ち、実際に採鮑体験をしたのではないだろうか。

6月には、日本に帰っていた井出が磯部水哉とともにポイントロボスに戻っているが、日本滞在時に井出と磯部が何をしていたかは不明である。磯部はかつて乾鮑の清国輸出に関わったとされる人物で、井出が進める乾鮑売買契約の交渉にいったのではないか。実は『銀行会社要録』（東京興信所・明治30年）によると、前年の97（明治30）年12月に井出百太郎と磯部水哉、そして護俊肇、森田源右衛門によって「合資会社丁酉商会」が東京日本橋元大工町1番地に設立され、営業目的は雑貨及食料品売買と記載されている。『日本商工営業録 明治31年9月刊（第1版）』にも記載があ

り、磯部が代表になっている。この会社のことはこれまで知られていなかったが、『在米日本人史』（在米日本人会・昭和 15 年）にサンフランシスのデュポント街に同名の会社があり、東京の会社との関係は不明であるが、サンフランシスは支店であった可能性もある。井出などはモンレーで製造した乾鮑をいったん日本に送ってから清国へ輸出する形をとるために会社をつくったのではないかと推察している。

9 月には、井出商会水産部からの依頼で、七浦村千田から 3 名の海士（栗原石松・早川千之助・山口次郎松）がポイントロボスに到着すると、すでに採鮑している 3 名の海士たちと合流し、井出商会水産部は素潜りの採鮑から器械式潜水による採鮑に移行していったと思われる。

11 月 26 日付の地元新聞『モンレー・サイプレス』（以下、『サイプレス』紙と略）によると、この年にシャウフェレ・ブラザーズという会社から捕鯨部門を買収した日本の会社があり、カーメル湾周辺には鯨が多いので、A. M. アーレン所有のポイントロボスの土地を捕鯨基地として借りているという内容であった。翌年の 11 月 8 日付の地元新聞『モンレー・ニュー・エラ』（以下、『エラ』紙と略）にも、特定の時期に捕鯨をおこない「日本の捕鯨船、操業開始」との記事がある。この頃、日本人で捕鯨に関わったのは、森（あるいは護）俊肇経営の森合名会社と思われる。アーレンは森合名会社の捕鯨のためにポイントロボスの土地を貸していたが、捕鯨の時期以外は、アーレン自身が小谷兄弟との交流のなかで採鮑業に興味関心をもっただけでなく、本格的に副業として取り組むことを決めたのではないかと推察している。1898（明治 31）年の初め、アーレンと小谷兄弟との出会いがあって、その後ポイントロボスでの採鮑業や缶詰製造の共同経営が誕生するきっかけになる。この出来事はあらためて「5. ポイントロボスの採鮑業と鮑缶詰会社」のなかで述べたい。

翌 99（明治 32）年になると、採鮑業のことでは様々に問題が広がるとともに、水産加工の面では地場産業として度々話題にあがった。サクラメントでは 2 月に鮑漁を制限する法案提出され、漁期を限定し販売を禁止し、採取したものは 16 インチ以上でなければならないとされた。同じ時期の『エラ』紙（2 月 22 日付）をみると「漁業保護のための措置」として「フェリス下院議員は… 2 つの法案を議会に提出… その一つは、中国や日本の漁師が鮑を採る際に用いる無駄な方法による鮑の絶滅を防止する…」との記事がある。

一方、3 月 1 日付の『エラ』紙には「鮑缶詰工場設立へ～モンレーに住んでいた人が、歯ごたえのある魚の缶詰を提案」と、オークランドの J. W. ギエッティがモンレーに缶詰会社設立との記事や、『イブニング・センチネル』紙（3 月 4 日付）にも同様に、オークランドの鮑食品会社の J. W. ギエッティがモンレーに鮑缶詰会社を設立する準備をし、缶詰工場を移転する計画があるとの記事が掲載された。オークランドのギエッティ兄弟会社（ジョセフとエドワードの兄弟）が、ポイントロボスに缶詰工場を移転する理由は何か。まずモンレー南方地域に多量の鮑生息と高い鮑生産の可能性あること、またエドワードがかつてモンレーの南方に住んでいたこと、さらにオークランド市民であったアーレンとギエッティ兄弟は知り合いであった可能性があり、アーレンがポイントロボスに移住後も交流があったのではないかと推察している。また、ギエッティ兄弟については、新聞報道だけでありほとんど不明のままである。小谷兄弟とギエッティ兄弟はアーレンを通じて鮑生息の調査研究や缶詰製造など調査研究の面で、あるいは技術者的な立場から何らかの交流があったのではないかとみている。というのもギエッティが新聞記事のなかで採鮑業規制に関わる日本人漁民の調査研究を評価していたからであり、それに関わって小谷仲治郎のことは知っていたと思われる。

議会で「鮑の絶滅を防止する」との動きが活発になっていく状況のもとで、6 月には『エラ』紙

(6月28日付)において本格的なキャンペーンが始まり、社説的な記事「鮑を絶滅させる」が掲載された。「…数ヶ月前に日本人の会社が来て鮑漁を始めた。潜水服が使用され、倭約家の日本人は鮑を集めて大儲けしている…監督当局は貴重な食用魚が絶滅するのを防ぐために、直ちに対策を講じるべきである」という内容であった。

4. 新聞にみるモントレイの住民たちの採鮑業規制要求

1899(明治32)年8月、モントレイとパシフィックグローブの住民たちが採鮑業を制限するようモントレイ郡監督委員会に「請願書」提出することになる。『エラ』紙(8月2日付)には「鮑を絶滅させないために」との題で次のような記事が掲載され、「…スナイブリー判事は、市民の署名入りの『請願書』を作成し、次回の監督委員会に提出して、郡外への鮑または鮑の貝殻の出荷を禁止する条例を可決するよう要請…この数ヶ月の間に日本人が採った鮑の量は、彼らが8トンの貝を売ったばかりで、20トン以上の貝がカーメルに積み上げられ、販売を待っている…沿岸の漁業やその他の産業に大きな損害を与えた日本人の荒波から、限られた供給量を守るために何らかの措置を取るべき…」との後に、『請願書』を取り上げ「私たち署名している市民は、モントレイ郡内で採取された鮑の郡外への出荷を禁止する条例を可決するよう、貴殿に謹んで請願します。日本や中国の漁師が鮑を採取し、乾燥させて出荷しているため、何らかの措置が取られない限り、鮑はすぐに過去のものになってしまうでしょう。」と紹介している。

地域住民からの「請願書」に対して地元新聞の『サイプレス』紙(8月19日付)には、H. Shimasakiからの寄稿「鮑の絶滅」を掲載した。その記事を全文紹介する。「ポイントロボスで採鮑業を営むH. Shimasaki氏が、鮑の絶滅問題に対する日本人の見解をまとめた以下の記事を『サイプレス』に寄稿してくれた。鮑は約300年前に日本人が日本沿岸で初めて食用として発見した貝類である。鮑貝は食品として約300年前に最初に日本の沿岸に沿った日本人によって発見された。鮑はオレゴン州から南米にかけての太平洋岸と、特にモントレイ湾の周辺に生息している。鮑には黒鮑と赤鮑の2種がある。殻の色で区別する。殻は二重構造になっており、例えば黒鮑は外側が濃い緑色、内側が真珠色で、両面とも比較的滑らかである。貝殻は主に象嵌やボタンなどの装飾品に使われる。黒鮑は原産地が不明であるため品質が劣っている。赤鮑は外観が黄色く、内部は真珠色で、草色と混ざっている。殻は黒鮑より装飾品に劣るが、身は白くて柔らかく、珍味や芸術品として適している。習慣 黒鮑は水深3~4尋以上の海底にいることはほとんどなく、同時に他の貝類のようにあちこちに移動することもほとんどない。赤鮑は水深30尋以上の海底を移動するが、10~15尋で見つかることが多い。移動は比較的少なく、だいたい夜間である。鮑の繁殖は、水中の岩や海草が接触して混ざり合う場所に、雄雌それぞれの卵を産み付けることによって行われる。雄の卵は肉眼では見えないが、雌の卵巣ははっきりと見ることができる。このように水中で人工的に交わるため、他の魚類と同じように自然な結果を得ることはできない。繁殖期は特になく、水温の低さによって繁殖するようだが、カリフォルニア沿岸では適度な水温が続き、一年中繁殖が続いている。赤鮑は3インチの大きさになるか、あるいは3年成長すると繁殖する。卵が孵化するとすぐにスクリュウ状になり、成長するにつれて徐々に中央に魚が集中ようになる。しかし、毎年どれくらい大きさに成長するのか、はっきりとしたことがわかっていない。最初の2年間は非常に急激な成長を遂げる。表は、鮑の1年間の成長を示したものだ。

移植時の大きさ	採取時の大きさ	移植時の大きさ	採取時の大きさ
2インチ×5インチ……	3インチ×4インチ	2インチ×5インチ……	3インチ×7インチ

2 インチ×7 インチ…… 3 インチ×7 インチ 2 インチ×8 インチ…… 3 インチ×6 インチ

これは12月から12月にかけての1回の実験の結果である。上記の2インチの鮑は、1年で直径が約1インチ大きくなり、成長すると周囲が2倍になるはずである。赤鮑は視力、または9インチの大きさになるまで非常に急速に成長するが、それはその大きさの後に成長を停止する。成長が止まるとすぐに貝の虫穴が汚れ、次第に古くなり、この時期には貝が小さくなり始め、魚が死ぬまで続く。

鮑はすべて温泉草や昆布を食べて生きており、草のないところでは、海岸沿いの岩の上にたまにいます。決して見かけない。鮑は海藻類に依存する。リエンビーなうねりや急流が破壊するとき。海藻は、鮑は飢餓を満たし、徐々に生きることを停止する。そのため鮑を餌として、鬼魚、ヒトデ、その他の魚類が食べる。この解説は動物学的な観点からの研究であり、日本政府の管理下にある委員会によって作成された、日本語で印刷された唯一の鮑に関する網羅的な著作物である。鮑が発見された当初は、浅瀬に潜って新鮮なうちに採取していた。約25年前に日本人が鮑を乾燥させる方法を発見して以来、現在に至るまで鮑を乾燥させている。約21年前、日本人は深海潜水によって鮑を採るようになり、すべての近代的な改良された潜水装置と新しい発明が日本の海岸にかなり広範囲に導入された。

この漁法では鮑は短期間で絶滅すると言われているが、日本人は鮑を一定の大きさしか採らないし、絶えず繁殖しているので絶滅させるのではなく、逆に商用の品物として生産し放っておけば、天敵や風雨や老齢で死に、アメリカ人が全く近づけない深海から採るので世界的に失われることはないだろうと言われている。仮に、その生育を阻害するものがないとしても海底の面積をカバーすることは不可能であり、人間の供給源として利用しない限り、世界にとって何の役にも立たないのである。動物や植物の海洋生産を計画することは、その存在を破壊することではなく、その存在生産を増大させることである。そうであれば、供給に害のない範囲で、できるだけ多くの生産ができるように、目的に応じた最適な装置で漁獲することが適切である。

深海に存在する鮑は、浅海に移動することはない。潜水機は浅瀬では波が荒く潜水夫の自由な達成を妨げるので、それまでできない。どの国も自国産の輸出品を奨励すべきであり、もしこの国がこのような有利な生産の漁業を禁止するならば、全世界でこのような例はない。漁業は自然に与えられたものであり、そこから利益を得るべきであり、それを海の底に放置することは神の意思に反する。」

以上のように寄稿者の「H. Shimasaki」は、「解説は動物学的な観点からの研究であり、日本政府の管理下にある委員会によって作成された日本語で印刷された唯一の鮑に関する網羅的な著作物である」という一文は、岸上鎌吉の『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治二十九年）の「あわび研究第二報」などを指しているのではないかと思う。当時、岸上鎌吉論文や農商務省水産調査所の『水産調査報告』などを最新の調査研究文献を使いこなして、陳述書や寄稿文を書ける人物は小谷仲治郎しかいなかったと思われる。

「自然に与えられたものだから、利益を出すべきであり、海の底に置き去りにしたら神の意思に反する」という言葉で締めているところはそのような水産教育を受けてきた人物といえる。『サイプレス』紙に寄稿した日本人「H. Shimasaki」は、ポイントロボスで採鮑業に関わっていた人物であっても、やはり小谷仲治郎の学問的な影響のもとで寄稿に関わっていたものと考えたい。なお、この寄稿文や陳述書のことでは、後述しているグイエッティが新聞記事のなかで「彼らはサリナスの裁判所に呼び出されて、なぜ鮑採りを禁止してはならないかを説明させられました。たまたま日

本側は、鮑の産卵から成長するまでの正確な時間を示す証拠を持っていました。」と、日本人採鮑業者が調査研究に裏付けられた科学的な陳述をしたことを後になっても評価している。

『サイプレス』紙の記事はモントレイ住民に注目されたようで、『エラ』紙（8月23日付）にも「日本人と鮑」と題して取り上げられた。「先週の土曜日の『サイプレス』紙に、ポイントロボスの採鮑業の経営者の一人である H. Shimasaki 氏から長文の寄稿が掲載され、記事のなかで監督委員会が郡からの鮑の出荷を禁止する条例を可決したことに抗議し、彼やその仲間がその貴重な鮑を絶滅させるといった意見を阻止するものであった。鮑は急速に増殖するもの、日本人はカルタ・サイズしか取らないから絶滅の危機はないし、小鮑は残しておく主張している…我々の郡の監督官は、これらのオリエンタルパーク地区にある缶詰会社の誤った説明に惑わされることはない。全会一致で条例を可決してくれることを期待し、信じている。」と訴えている。

この鮑条例の動きに対して、日本人たちは鮑条例成立を阻止するために監督委員会で抵抗するようだ『エラ』紙（8月30日付）が取り上げ、その後も日本人鮑漁師が条例阻止のために動いているとの記事を掲載している。

地元紙『エラ』紙は、資源保護を求めて行政に条例制定を要求する住民たちを支援していた。『エラ』紙（9月13日付）の記事では、『カストロビルエンタープライズ』紙で取り上げた資源保護の論調を引用し、また10月13日の郡監督委員会での条例再審議という重要局面においても、9月20日付に「日本人と鮑」の記事を掲載する。さらに9月27日付の『エラ』紙では、住民側を代表する立場で「条例を可決し鮑守れ」のスローガンに掲げ、「鮑の捕獲と販売で多額の収入を得ていた我が国の人々は、この収入源を奪われ、我が国を呪うアジアの寄生虫は、郡の天然資源を永久に枯渇させるほどの豊かな収穫を得ているのである。監督当局は必ずやこの条例を可決することだろう。」と強い論調になっている。記事のなかの日本人鮑漁師に対して侮蔑や排斥の言葉は、モントレイの人びとに排日意識を高め運動を強化する役割を担っていった。

こうして10月3日にモントレイ郡監督委員会が開催されると、鮑条例は再審議され可決したのであった。『エラ』紙（10月4日付）には「監督官は鮑を保護する」との題で、住民側の要求が認められ、日本人鮑漁師たちが採鮑できる海域はカメーメル川の南側と指定されるとともに、年間の採鮑業者免許税60ドルが前払いで課されることになる。「監督官は、その高い地位にふさわしい行動をとっている。彼らは個人的にこの問題を調査するのに苦勞し、関係者全員に公平に対処し、採鮑漁業者が職業を追求する権利を奪うことなく、郡の自然財産を保護したのである。」という記事で、行政側の取り組みに好評価を与えていった。

排日運動の高まりと重なり、採鮑業について住民たちからの議論は、モントレイ郡監督委員会への鮑資源保護を要請する「請願書」となった。そして、モントレイでは器械式潜水による採鮑漁法を制限する条例制定の議論となって、郡監督委員会は小谷兄弟らの採鮑業者に対して鮑資源に関する陳述を求めてきたこともあり、新聞では『サイプレス』での「H. Shimasaki」の寄稿となったのであろう。日本人鮑漁師側の弁明が地元住民に届くかどうかでは、排日運動の高まりのもとで大きな壁が立ちだかっていた。

5. ポイントロボスの採鮑業と鮑缶詰会社

地場産業として地元が期待を寄せている鮑缶詰工場のことでは、『サイプレス』紙（11月4日付）にゲイエッティ兄弟が缶詰工場建築の木材を購入することや、1ヶ月後には工場の操業を開始との記事が出るとともに、12月23日付記事に年明けに鮑缶詰工場を操業すると記載された。

こうして 1900（明治 33）年 1 月頃には、ゲイエッティ兄弟会社の缶詰工場が完成し、オークランドからモントレイに缶詰会社に移転することになった。

その年の 2 月には井出商会水産部による器械式潜水具使用の採鮑業のため、七浦村千田より海士 7 名（在原良之助・鈴木治郎松・高橋春治・早川音治郎・山本林治・山本梅吉・渡辺勘治）がポイントロバスに到着している。『サンフランシスコ・コール』紙（2 月 6 日付）には、ゲイエッティ兄弟会社の鮑缶詰工場が今週操業を開始するが、採鮑のための潜水夫は日本人でなく白人を雇うと会社が発表したとの記事が掲載され、「潜水夫は日本人でなく白人を雇う」ということになると、白人の潜水夫グループがポイントロバスでも存在していたのであろうか。『イブニング・センチネル』紙（2 月 28 日付）には、「鮑缶詰工場」と題して「ゲイエッティ支配人によると、海岸にある鮑缶詰工場は第一級品として稼働しているが、まだフル稼働していないとのことだ。木曜日に 2000 個の缶詰がここから出荷された。地元の店で販売するため、数ケースが町に残された」との記事が掲載された。この頃の井出商会水産部が採鮑業、なかでも乾鮑製造以外に鮑缶詰製造をおこなっていたかどうかの資料がなく不明のままである。ゲイエッティ兄弟会社が缶詰製造を始めたなかで、井出商会水産部が缶詰事業で対抗するとは思われない。また、モントレイやカーメル地域で他に採鮑業者たちの動きはわからないが、何らかの事態が起こって井出商会水産部はポイントロバスから撤退することになった。

その理由はどこにあったか他の資料からみると、これまで『続・源流』の「6. 野田音三郎や井出百太郎、森俊肇」でも述べたように、「井出と野田はモントレイでの豊富な鮑をみて、缶詰や乾鮑の輸出構想をもった。小谷兄弟や海士が現地到着後、モントレイでの野田音三郎による採鮑が始まり、その後井出商会水産部がモントレイか、ポイントロバスで素もぐりによる採鮑業と乾鮑加工をおこなっていく。書簡類の日付からみて、1898（明治 31）年 9 月頃、井出商会水産部が器械式潜水による採鮑漁を導入…器械式潜水による採鮑漁や乾鮑製造についての知識・技能がなかったので、長続きせず経営が不振となって共同経営を解消…資金のことや鮑資源保護ためとされた採鮑漁禁止運動に対抗できず、結局撤退して、小谷兄弟がポイントロバスで受け継いでいった」とした。なかでも野田の缶詰製造事業では「野田がマルバスと共同して鮭と鮑の缶詰製造のため、モントレイ水産缶詰会社を設立したのは 1902（明治 35）年のことで、モントレイでは初期に設立された缶詰会社」であったと述べてきた。乾鮑製造・販売の不安定さや缶詰製造事業の参入など、資金の面が火種となって井出と野田は対立し、結局分裂していったのではないか。その火種は井出商会になっても続き、1900（明治 33）年 9 月、森俊肇が経営する森合名会社が井出商会から鮑事業を引き継いでいった。その後の動きでは森合名会社が乾鮑製造・販売だけでなく缶詰製造事業にも取り組んでいったと思われる。

ところで建築家 A. M. アーレンや源之助らの動きをみると、1900 年はロサンゼルスワシントン・メイン地区にウォーターパークなどレジャー施設的设计・公園の建設に関わり、小谷源之助はカリフォルニア大学バークレー校とともにポイントロバスの共同調査をおこなったという。翌年 2 月、アーレンはロサンゼルスレジャー施設が好評を得て成功したこともあり、夏のリゾート地としてポイントロバスを整備していく構想を考えた時期であった。同時にポイントロバスにおいて小谷源之助・仲治郎らと共同して採鮑事業に取り組んでいく。（冊子『ポイントロバス』器械式潜水による採鮑業）

1901（明治 34）年 7 月になると、『パシフィック・グローブ・レビュー』紙（7 月 13 日付）から転載して『サイプレス』紙（7 月 20 日付）は、論評「鮑は腐った」という記事を掲載した。「日本人

の資本による鮑漁業がポイントロボスの近くでおこなわれたが、これは非常に悲惨な事業になった。この会社はダイバーを雇い、カーメル湾の岩礁から何トンもの鮑を採取し乾燥させ、食用として日本に輸送したが、鮑から水分をすべて除去したはずなのに、船に詰め込むと加熱により腐敗してしまった。あまりの損失の大きさに会社は解散し、海岸のさらに奥にある缶詰工場を経営するゲイエッティ兄弟会社に全製造機械が売却された」という内容で、それは森俊肇が経営する森合名会社のことであった。この乾鮑輸送の失敗で森合名会社はポイントロボスから撤退することとなり、缶詰工場の製造機械はすべてゲイエッティ兄弟会社に売却したのであった。

ゲイエッティ兄弟会社に渡った森合名会社の缶詰製造機械は、そのままポイントロボスに置かれ、その後A. M. アーレン（40歳）が買い取り、小谷源之助（32歳）とともに共同してポイントロボス缶詰会社（Point Lobos Canning Company）の開業となっていたという。そうすると設立は1901（明治34）年になる。

しかし、1902（明治35）年の『エラ』紙（2月19日付）には、小谷源之助とA. M. アーレンが共同経営するポイントロボス缶詰会社の工場への缶詰製造機械が、今週到着し現在準備中という記事が掲載されている。このことは工場稼働のため追加の製造機械を買うことになり、実際の缶詰工場の操業は1902（明治35）年になったのではないか。この『エラ』紙（2月19日付）をみると、廃業したポイントロボスの鮑缶詰工場の製造機械は、サンペドロに輸送予定との記載もあったので、森合名会社の缶詰製造機械は、ゲイエッティ兄弟会社に売却されたものの、買い取ったアーレンはポイントロボスの工場だけでなく、新設のカユコス工場に設置する予定であったと思われる。

これまで『アーレン伝』の記載が1899（明治32）年を設立年としているのは、資金を調達していたA. M. アーレンと、採鮑する器械式潜水夫たちのリーダー小谷源之助と仲治郎が、ポイントロボス缶詰会社を共同経営することに合意し契約したからではないか。その後、採鮑業規制条例や排日運動が強まっていく状況のもと、缶詰工場への製造機械の設置や実際の操業にむけて紆余曲折があったなかで、アーレンと小谷兄弟はパートナーシップを育みながら、鮑缶詰工場の操業に漕ぎ着けた。この1902（明治35）年をスタートとする共同経営の取り組みは、カリフォルニアの鮑市場の75%を占める主要な商業鮑漁会社に成長していったのである。

翌03（明治36）年に入って『エラ』紙（1月21日付）は、ゲイエッティ兄弟がポート・ハーフォードで缶詰工場を開業したとの記事を掲載するとともに、『モーニング・トリビューン』紙（2月15日付）には、カユコスの缶詰工場が稼働し、その後、ポート・ハーフォードで鮑缶詰工場建設の土地取得の契約が結ばれたとあり、ゲイエッティ兄弟が鮑缶詰生産を拡大できるのも、鮑が利益をもたらす商品であると確信しているからという記事になった。『モーニング・トリビューン』紙（6月17日付）には、J. W. ゲイエッティがサンフランシスコの鈴木商店と潜水夫雇用の採鮑契約をして操業を開始するという記事があり、その後ゲイエッティ兄弟の缶詰会社がサンフランシスコの鈴木商店と結んで器械式潜水による採鮑をしていたとすると、ポイントロボスでのアーレンや小谷兄弟の鮑缶詰会社にとって、ゲイエッティ兄弟とは競争相手となった。

建築家でもあるA. M. アーレン（44歳）は、1903（明治36）年にロサンゼルスのアスコットパーク競馬場建設で忙しかったと思われ、小谷兄弟の経営手腕を高く評価して、鮑缶詰会社の経営は実質的に任せていた。前年の04（明治35）年3月26日付の『エラ』紙には、野田音三郎がハリーマルパスと共同してモントレイのキャナリーロウに、「モントレイ・魚類&缶詰会社」を設立したとの記事が掲載された。

『アーレン伝』によると、1904（明治37）年3月、アーレンはカーメル川からサンノゼ・クリー

クまでの 119 エーカーの土地を購入し、翌年にはアーレンと小谷源之助がカユコスに 2 つ目の缶詰工場を設置している。そして、『エラ』紙（5 月 29 日付）に「ポイントロボスの建築家 A. M. アーレンがシカゴでの大規模な建築契約を考えており、もし契約が成立すれば、すぐにシカゴに移動して作業を行う予定」との記事があり、引き続き建築家として忙しい日々であり、鮑缶詰会社の経営者であるだけでなく、その後ポイントロボスの土地を生かしてさまざまな仕事に関わっていく。

翌 05（明治 38）年の 12 月 3 日付『サンタクルス・センチネル』紙には、「鮑缶詰工場便り～原料はどこから来るのか」という興味深い記事が掲載されている。内容は「カリフォルニア湾のこちら側の海岸沿いを注意深く調べると、この産業は恒久的な供給と利用可能なものを得ることには、大きいコストが必要であるので成功できないと証明されるでしょう。この点についてスタンフォードのジョーダンに聞いてみてください。モンレーでの失態についてスポルディングとゲイエッティに尋ねてみてください。モンレーの缶詰工場のような失態を生み出すものに市民が苦勞して稼いだお金を投資しないように、私たちの日刊紙よりもむしろあなたが率先して行動すべきなのです」とあった。これに対して 12 月 27 日付の同紙には、「ゲイエッティは自信を持っています」との表題をつけ、ゲイエッティ自身が直接、読者の質問に答えた記事である。

そこには「われわれが望むだけの鮑を調達できるという確かな証拠を持っています。また、鮑の缶詰の利益は、このビジネスを成功させるのに十分であることを、私たちと一緒に関心を持つようにする人に示す事実と数字も持っています…若い鮑の急速な成長に関して私が誤った記述をしたと言っています。1897 年から 8 年にかけて、日本の潜水士がカリフォルニア州モンレーの海岸で鮑を採り始めたので、人々はすぐに枯渇するのではないかと心配し、彼らはサリナスの裁判所に呼び出されて、なぜ鮑採りを禁止してはならないかを説明させられました。たまたま日本側は、鮑の産卵から成長するまでの正確な時間を示す証拠を持っていました。その証拠というのは、日本の繁殖場から取り寄せたもので、6 インチまでの鮑を展示し、それぞれの魚が成長するのにかかった時間を示し、鮑が 1 ヶ月に 1 インチ成長することを人々の納得のいくように証明したのです。日本人は過去 7 年間、モンレーのカーメル湾とその周辺で採鮑をしています。深海から絶えず入ってくるので、供給は無尽蔵であると私に教えてくれました」と述べている。

このゲイエッティの証言で 1897（明治 30）年末から翌 98（明治 31）年当初に日本人漁師の採鮑業がモンレーの海岸で始まったとわかり、1898（明治 31）年から 7 年間、モンレーのカーメル湾深海で採鮑業をおこなっていると確認できる重要な証言であった。さらに「サリナスの裁判所に呼び出されて、なぜ鮑採りを禁止してはならないかを説明させられました。たまたま日本側は、鮑の産卵から成長するまでの正確な時間を示す証拠を持っていました。」という部分は、前述したように、日本人採鮑業者が調査研究に裏付けられた科学的な陳述を後になっても評価していた。このことは再度強調するが、ゲイエッティ自身も日本の鮑研究に目を通し岸上鎌吉論文や農商務省水産調査所の『水産調査報告』など最新の調査研究文献をみていた可能性があり、陳述書や寄稿文を書ける小谷仲治郎を知っていたと推察する。

6. 小谷兄弟を紹介した農商務省海外実業練習生・椎原廣男報告

最近、農商務省海外実業練習生であった人物を調べていた際に、その人物が農商務省へ報告書を提出していることを知った。その経緯のなかでアメリカ合衆国に実業練習生として出向いた椎原廣男という人物が、渡米鮑漁師である小谷兄弟のことを報告書にして提出していることがわかった。これまで渡米後における小谷兄弟を記述した公文書を見たことがなかった。この 1908（明治 41）年

7月に報告された文書は、渡米した小谷源之助・仲治郎ら房総鮑漁師たちの歴史をさぐるうえで大変貴重な資料といえる。「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」という文書の内容を検討していくためには、しばらく時間が必要であり、この冊子では文書の簡単な概要を紹介する程度である。

椎原廣男とその報告書を取り上げる前に、「農商務省海外実業練習生」を紹介する。1896（明治29）年、政府は日清戦争後の貿易振興を図るため海外への人材派遣制度をつくった。とくに輸出品を増やすことが目的であったので農商務省商工局が担当し、1928（昭和3）年まで30年間継続した。この制度では農商務省から海外実業練習生として認められると、指定された年数補助費が支給され、その期間中には実業に関わって調査研究を報告する義務があった。実業練習生が提出した報告書は、農商務省商工局から『農商務省商工局臨時報告』や『農商務省商工局彙報』として出版されている。

椎原廣男は鹿児島県出身で1904（明治37）年7月、水産講習所第7回卒業生22名のなかの養殖科卒業2名の一人である。卒業は日露戦争中の騒然とした時期であり、卒業後は『職員録』明治38年（乙）を見ると、高知県水産試験場技手として就職し、翌年も『職員録』に記載されている。1907（明治40）年8月15日発行の『官報』には徴兵を受け歩兵二等卒と登録されている。そして、その年4月には農商務省海外実業練習生に応募し選抜され、練習地はアメリカ合衆国のサンフランシスコとなり、練習科目は「海藻ノ利用法及販路」であった。補助費支給は1907（明治40）年4月から1912（明治45）年4月までとなっていた。

在米した翌年の1908（明治41）年7月に農商務省商工局に報告したものが、『農商務省商工局彙報』（明治41年）のなかの報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」であり、椎原が書いた最初の報告書となった。なお、椎原は1907（明治40）年4月に農商務省海外実業練習生として渡米してから1944（昭和19）年、戦時中の「第二次国民交換」の交換員の一人として選ばれ日本に帰国しているので、実に37年間在米生活をしてきた人物であるとわかった。また、『大日本水産会報』や農商務省関係の報告書などには、椎原がアメリカから送った多数の調査報告や論文などがあり、当時のアメリカの水産情報の記事として重要であり、アメリカにおいて日本向けの水産ジャーナリストの役割を果たしていた人物であった。

椎原の報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」が書かれたのは、仲治郎が1906（明治39）年に帰国した後なので、モンレーやポイントロボスに出向いておもに源之助から聞き取り調査などをしたものである。椎原が渡米して活動を始めた1907（明治40）年という年は、前年のサンフランシスコ大地震の爪痕が残っているとはいえ、震災復興の波が大きく働いていた時期であった。椎原はモンレーやポイントロボスを訪れ、小谷兄弟らの渡米鮑漁師の採鮑業を報告することにしたのは、それなりの理由があったからだと思う。水産講習所の養殖科で学んでいた椎原は、実業練習生としての科目を「海藻ノ利用法及販路」とし、講習所では岡村金太郎から海藻関係の指導を受け、鮑の餌である海藻についても日本やアメリカなどの植生を調査研究していたと思われる。

『源流』の「8. 水産伝習所で学ぶ仲治郎～明治23-24年」の項では、岡村と仲治郎の関係を「海藻学の第一人者となる岡村の研究過程において、仲治郎はじめ清三郎など潜水器械船を持つ金澤屋の全面的な調査協力があって研究の成果をあげていった。1901（明治34）年に水産講習所館山実習場が開設されると、岡村の調査研究はさらに進み世界的な評価を得ていく。海藻は鮑の餌でもあり、仲治郎は、岡村の海藻調査研究に触れたことは、渡米後の潜水器採鮑の調査に活かされていったと

推察される」と書いたが、もし椎原が岡本に「海藻ノ利用法及販路」をテーマに実業練習生として渡米するとの話をした時は、多分源之助や仲治郎のことを話すに違いない。椎原がモンレーやポイントロボスにおける小谷兄弟らの採鮑業を取り上げた調査が、実業練習生としての最初の報告書となった。渡米して早い時期に新鮮な目で書かれたた報告は、今後の調査研究に大きな一石となるのではないかと思っている。

椎原の報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」の章立ては、

- 第 1. 採鮑業の沿革
- 第 2. 小谷採鮑製造所
- 第 3. 加州沿岸に於ける鮑の分布
- 第 4. 採鮑の方法
- 第 5. 製法の一般
- 第 6. 労銀
- 第 7. 販路の状況
- 第 8. 製造売上高
- 第 9. 本邦仲買業者の不徳
- 第 10. 採鮑業の将来に就て

付 鮑に関する北米海関税法

採鮑業に関する取締法（加州漁業及狩猟規則摘要）

第六百二十八条D（罰金並びに刑罰の件）

モンレー湾に就いての取締法（第四百十六条）

となっている。注目される部分を抜きだして概要を紹介する。

「第 1. 採鮑業の沿革」の全文を平易にして書き出してみた。「カリフォルニア州沿岸モンレー付近において日本人の採鮑業が始まったのは、1897（明治 30）年、野田音三郎が当時、和歌山県の漁夫 4 名とともにこの地に来て、パシフィック・グローブの灯台付近において採鮑を開始したときである。

その後、しばらくして他の漁業に変わり、間もなく翌 98 年（明治 31）年 2 月、千葉県人小谷源之助氏は弟の小谷仲次郎氏とともに、カーメロのポイントロボスにおいて採鮑業を始めた。以来、小谷氏兄弟はお互いに協力しており、それに小谷仲治郎は大日本水産会の水産伝習所第 3 回卒業生ということである。カーメルのポイントロボスの地は、サンピードロ以北 100 哩沿岸のなかで第一の良い湾であり、しかも交通の便もある。

そして、建築家であり富豪で有名なアーレン氏と共同して採鮑事業を確固たるものにした。従来、素潜り潜水で採鮑をしていたが、1898（明治 31）年 11 月になり初めて器械式潜水具 1 台を使用することになり、翌年にはもう 1 台増やした。昨年潜水機使用しての採鮑禁止条例が公布されるまで継続していたが、今は手鉈での採鮑になったもののカルフォルニア州沿岸における採鮑業は、小谷氏兄弟が一手に引き受けているように思える。

そのほかサンピードロ付近においては、これまで井出商会が従事していたが、今のところ消息はわからず、そこではわずかに清国人 3 名が採鮑に従事しているだけである。かつてサンスミオンには和歌山県人 3 名が採鮑していたが、その後見えなくなり、その場所もわからなくなった。ただ、さらに 4 哩以南のホワイト・ポイントには日本人 5, 6 名ほどが採鮑に従事していたが、今年の潜水機使用での採鮑禁止条例が公布されるまで従事して、その後は消息不明である。

以上はサンフランシス以南のカルフォルニア州沿岸における日本人採鮑業者の状況であるが、サンフランシスより北方の状況はまったく不明といってもいい。ただ、特徴的なことを 1, 2 点上げると、鮑の生息をみると極めて多量に存在するが、北方に移動するごとに鮑の質は悪くなっていくという。カルフォルニア州沿岸における日本人採鮑業者は、前述のアーレン氏と小谷氏兄弟との共同経営となった「ポイントローボス・キャンニング・カムパニー」のみと言っても過言ではない」と報告している。

まず、小谷兄弟が1998年（明治31）年2月、ポイントロボスの地で採鮑を始めたということである。また、1898（明治31）年11月、器械式潜水具1台を使い、翌年には2台にして採鮑していたが、潜水具を使用していた採鮑が禁止となり、手鉈での採鮑になったとある。器械式潜水具から手鉈での採鮑になったことについて十分な情報をもっていない。なお、椎原はカルフォルニア州沿岸における日本人採鮑業者は、アーレン氏と小谷氏兄弟との共同経営である「ポイントローボス・キャンニング・カムパニー」だけであると高く評価している。

次の「第2.小谷採鮑製造所」では、「…カーメル湾…の東端には、粗末な造りの家屋があり、今報告しようとしている小谷氏の住宅や製造所である。西岸にある1棟は缶詰工場であり、湾内には小谷氏の30馬力のガソリン動力の船と数隻の小船が浮かんでいる。缶詰工場は南北に長く、間口8間奥行3間、これに鍛冶工場と物置があり、工場内には10馬力の直立式蒸気機関が置かれ、さらに各1個の煮沸釜と殺菌釜があって、そこに蒸気を送る。1個の釜には、1回に約12ケースの1ポンド缶を入れることができる。工場内での後の空間は封缶作業などに用いられる。また、海岸には約3間四方の物揚場があり、木製の起重機を設置し、漁船より直接、鮑を籠に入れたものを引き上げ、その他一般に使用する。

物揚場においては直接、計量、除殻、洗浄、塩漬などの処理を施して、それらの作業が済んだ鮑肉は、二頭立ての馬車によって東方にある工場まで運ぶ。ここには直径1mの煮釜があり、これを使って煮熟した後に乾燥場において乾燥させ、すっかり乾燥させると作業が終わる。製品はある数量になると、馬車にて7哩のモントレイに送り取引先に発送する。現在の取引先はサンフランシスコであり、明鮑は白人に、缶詰は日本人の食料品問屋に特約して納品する。…これまで長崎の某海産物仲買業者に輸送していたが、別項で説明するように正常な乾鮑ではなかったため、その輸送が中止になった…小谷氏兄弟は前述のようにアーレン氏と合同し、Point Lobos Canning Companyの名義をもってアーレン氏を支配人、小谷両氏は単に使用人の名義として、現に北米合衆国水産調査委員の報告書『The Commercial Fisheries of the Pacific Coast States in 1904. Bureau of Fisheries Document No.612.』には『1名の米人支配人と12名の日本人の使用人とを有す』と記載されている。これはまさに北米合衆国における日本人経営法の最良の手段であり、そうであれば、白人からの様々な妨害を避けることができる…モントレイでの日本人経営法の最良手段は小谷氏の現況にある…」と、椎原が見ても小谷兄弟とアーレンとの共同経営は、素晴らしいパートナーシップのうえに成り立っていた。

なお、北米合衆国水産調査委員の報告書『The Commercial Fisheries of the Pacific Coast States in 1904. Bureau of Fisheries Document No.612.』のなかを一部紹介する。

「1904年太平洋岸諸州の商業漁業」 漁業局捜査官 W.A. ウィルコックス著

「アワビ …この工場にはアメリカ人の経営者がいて、12人の日本人が働いている。鮑は岬の沖合で採れるが、ここでの赤い殻の種は、黒鮑や白鮑より味がよく、調理すると高値がつくとされている。鮑は、日本人の潜水士によって岩から引き抜かれる。潜水士は、水深6~14fで、4時間ずつ交代で作業する。月給は15ドル、歩合制で、貝殻や真珠があれば、それを磨くこともできる。…最初に缶詰にされたものは「アワビ」と表示されていたが、あまりに知られていない製品のため、ほとんど需要がなかった。日本向けには、鮑を数個に切り分け、日本から特別に輸入したソースと一緒に缶詰にする。中国向けには、鮑を丸ごと缶に入れ、真水で蓋をし、上記のように調理する。乾燥品は、鮑の身を整え、ボイルし、トレイで乾燥させた後、燻製にし、さらにボイルと乾燥を2回繰り返して、梱包して出荷する。この製品のほとんどは中国と日本に送られる。…」

「第4. 採鮑の方法」には、「採鮑業を始めた時は…採取の方法は皆な裸体潜水の法であり…小谷氏は明治31年11月11日より潜水機1台を使用し、翌年さらに1台を増加して、従来裸体潜水の際は、潜水夫1名であり…潜水機使用では1台8人…潜水機は初めアメリカ製のものを使用していたが品質が悪く…各部のゴム質も良くないので亀裂をおこす…高価である。…これを日本より取り寄せれば値段も半額のうち…品質良好でゴム質も良い…比較的長期間の使用に耐えるので…日本より輸入して…約1ヶ年間使用できる。…1907年3月15日カルフォルニア州・州法漁業取締規則修正の結果、採捕できる鮑の種類や大きさを限定するとともに、同時に潜水機での採鮑を禁じられた。…モンテレー湾内において鮑類その他一切の介類を採捕することを禁止し、発令の日より実行され、現在モンテレー湾を除いて潜水機を使用しないで、手鉈での捕獲方法をおこなっている。

これは肩幅4尺の小艇に2名が乗り込み、水深3～4尋のところで底部1尺半高さ2尺あまりの木箱を使って、上下はふたをしないで、底だけにガラス板を入れて、水眼鏡のように海底をうかがって、長さ4～5尋の竿の一端にマタ状の鉈を付けて鮑を突いて採捕する方法である」とある。

1898(明治31)年11月11日より使いはじめた器械式潜水具は「アメリカ製」ということであり、翌年さらに1台を増加したのは「日本製」にしたということか、これは初めて聞くことであり、1台目の「アメリカ製」が不調となり「日本製」にしたとすると、『続・源流』の「3. 源之助の三男省三の証言」のなかで、省三が「…父親に、つまり私の祖父に手紙を書き…祖父は海産物を商い、ヘルメット潜水、深海潜水用具類を所有していたので、彼はそれらをこちらに、その装置を全て、深海潜水、空気ポンプ、古いポンプではあったが、それにホースをこちらへ送り…鮑漁を始めた…」と証言をしていることが重要となる。源之助が父清三郎に手紙を書いて器械式潜水の装置類や深海潜水用具類を依頼したという事実があった可能性が高いといえる。

なお、1907(明治40)年3月15日、カルフォルニア州法の漁業取締規則によって、器械式潜水具での採鮑が禁じられ、モンテレー湾以外では手鉈での捕獲方法が認められた。この手鉈での捕獲方法は2名が小艇に乗り込み、水深3～4尋のところに、底だけガラス板を入れた木箱を水眼鏡のようにして海底をうかがい、長さ4～5尋の竿の一端にマタ状の鉈を付けて鮑を突き採鮑方法がおこなわれていった。

「第7. 販路の状況」のことでは、乾鮑の販路を現在サンフランシスコだけにしているが、以前には長崎に輸出するなど、サンフランシスコの貿易商たちは乾鮑取引を要望するものが多い。とくに乾鮑製造所まで来て直接取引をしたり、支払方法を現金にして、明鮑などは貿易商によって清国各地に輸出していた。缶詰は北米貿易株式会社により会社の商標をつけておもに在留日本人に販売している。販売会社 Ch. Tetzen Co. 818 Battery St. S. F.,
Mareuse Seymore. 508 Battery St. S. F.,
北米貿易株式会社 (North American Merehantilo Company.)
Front St. Cor. Commercial St. S. F.,

そして、「第9. 本邦仲買業者の不徳」という内容は、小谷兄弟らにとって重大な出来事であった。ここに書かれていることは、小谷兄弟がポイントロボスにおいて明鮑製造を始めたが、その販路は日本において、しかも日本人の仲買商の手によって清国や韓国への販売を希望していたので、横浜・神戸・長崎等において仲買人を探し、とうとうある人物の紹介により、一人の長崎市海産物仲買人と特約し大きな取引となった。1898(明治31)年4月28日の第1回の乾鮑の出荷をおこない、その後の出荷は10回になった。

従来から小谷兄弟が製造する明鮑は、一番と二番との区別をつけて、大型で形が整っている明鮑

は一番とし、これに次ぐものは二番とした。日本への出荷はすべて明鮑の一番のみとしていた。取引方法は、正金銀行の荷為替とし、中間の2回は送金がなかったが、先方の送金が遅れていても何かの不都合があった程度で、引き続き10回の出荷をした。その数量は1回の送量20箱(1箱に付、正味平均230斤(和斤) 価格は毎100斤で最上73円、最低52円、平均60円(但し運賃保険料共)以上の数量となったので一旦出荷を中止し、未払高800円になり先方に未払いを照会したのである。

ところが、店主は現在旅行中との返事が来るだけなので、取引に関して関係銀行などと何回か交渉を重ねる事態となった。長崎市海産物仲買人店が言うことには、出荷した乾鮑が運搬中に腐敗してしまったので、乾鮑製造に問題があったので腐敗したのであり、代金の支払はしないというのである。これはもともと一時の口実には過ぎず、さらに交渉していったが、どうしても文書の往復だけ日時を要し、法律上の時効もあって訴訟をすることができなかった。

前述の仲買人の不誠実さはこれだけでなく、サンフランシスコの堂本商店(現今の北米貿易株式会社)でも400円余の損害をこうむっていた。実に商業家として不誠実で日米貿易の発達を阻害しているので、現在、出荷を止めている。サンフランシスコにおいては、明鮑の一番、二番ともに販売しており、支払いも確実にこなわれているとしている。

長崎市海産物仲買人店により800円の損害を受けたのは、「出荷した乾鮑が運搬中に腐敗した」という一時の口実には過ぎないとわかり交渉したものの、どうしても文書の往復だけ日時を要し、法律上の時効もあって訴訟をすることができず、泣き寝入りとなった。なお、「長崎市海産物仲買人」ということだけでは調査ができないが、仲買人として大きな問題をおこしている人物なので、このような問題事例があるか、今後も調査していくつもりである。

採鮑業への規制問題や乾鮑をめぐる様々な問題に小谷兄弟はどう立ち向かっていったか。椎原は「第10.採鮑業の将来に就て」のなか次のように述べている。

「北米太平洋沿岸に於ける邦人の経営に属する事業中、その開始以来常に同一なる経路を辿り且つ波瀾の少なきは、恐く小谷氏の採鮑事業の右に出るものなかるべし」と、小谷兄弟が渡米して以来、日米交流を深めながら採鮑事業を進めてきたことを高く評価している。そして、「由来邦人のこの地に経営するもの、多くは他の白人と殆んど没交渉にして、その間互いに融和するもの少きを遺憾とす。故を以て邦人の経営する処はために純然たる日本殖民地の観を呈し、漸く他の嫉妬を招き排斥を叫ばしむ。これ元より事業の膨張に伴う自然の数なりと雖も、決して策の得たるものに非ず。先ず白人を己れが共同者となすか、若しくはこれを使役するか、何れにしてもその事業に就いて白人との交渉これ有る以上、自ら各自利害の関係よりして、彼等の迫害を減ずるを得べし」とし、排日意識が高まっていくなかで、どのような人間関係をつくっていくか、小谷兄弟の姿に重ねながら、青年椎原が自らに言い聞かせている。

椎原の報告書「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」は、当時の書式であって、旧漢字やカタカナ文体、句読点、地名表記などでとてもわかりづらい。そこで内容は変えないで、現代の書式も入れて読みやすくし、全文を紹介する。

<付>

「米国に於ける本邦採鮑業者の状態並びに経営法に就いて」

農商務省 明治四十一年七月在 米国海外実業訓練生 椎原廣男 報告

第1. 採鮑業の沿革

加州沿岸モンテレー付近において邦人の採鮑業を開始せるは、明治30年野田音三郎氏に初り、当時氏は和歌山県の漁夫4名と共にこの地に来たり、現今の灯台付近においてこれを開始せるが、後ち幾ばくもなくして他の漁業に転ずるや、間もなく明治31年2月に至り、千葉県人小谷源之助氏は弟たる小谷仲次郎氏と共に、カーメロ・ポイント・ローボスにおいてこの業を開始し、爾来兄弟相協力し、これに加えて小谷仲次郎氏の旧大日本水産会付属水産伝習所第2回卒業生たると、この土地のサンピードロ以北100哩沿岸中第一の良湾を形成せると交通の便あると、中途にして建築家にしてまた富豪として有名なるアーレン氏と協同せるとによりて、その事業は強固となれり。従来裸体潜水の法によりて採鮑なしつつありしも、31年11月に至りて初て潜水機1台を使用するに至り、翌年更になお1台を増加し、昨年潜水機使用採鮑禁止令発布せらるるまで継続し、目下は手鉈捕獲の法を行いつつありて、実に加州沿岸地における採鮑業は氏の一手に帰するの観あり。

この他サンピードロ付近においては、さらに井某これに従事しありしも、目下その消息を知らず。ただ僅かに支那人3名これに従事するを見るに過ぎず、しかしてサンスミオンにてはかつて和歌山県人3名これに従事せるも、中道遁走してその跡を知らず、しかしてこれよりさらに4哩以南のホワイト・ポイントにては邦人5、6名程これに従事し、昨年潜水機禁止令の発布せらるるまで従事せるも、その後の消息明かならず。

以上は桑港以南加州沿岸における本邦採鮑業者の状態なれども、これより北における状態はすこぶる不明なるも、これを一、二の言に徴するに、鮑の生息すること極めて多量なれども、次第に北漸するに及んでその質の劣れるを見るという。畢竟するに加州沿岸における本邦採鮑業者は、前記アーレン氏と小谷氏兄弟との共同に成れる「ポイント・ローボス・キャンニング・カムパニー」のみと言うも誤れるにあらず。

第2. 小谷採鮑製造所

桑港より南方百二十六哩にして一大港湾に達す。モンテレー湾 Bay of Monterey と称す。その南隅にモンテレーあり。太平洋沿岸中の最大漁港にして、邦人のこの地に漁業するもの二百余名に及ぶ。史に拠るに、西暦一千六百二年時の西班牙王フィリップ三世 King Philip III of Spain の命を受けし、ドン・サバスチアン・ピスカイノ Don Sabatian piscaino 将軍始めてこの地に上陸し、実にこの時を以てカリフォルニア全州の第一の開発を行えるの地なるが、これより更に南方5哩にしてカーメロ湾 Bay of Carmelo に達するを得べし。この地三方山岳圍繞し、標高九百「メートル」に及べるものあり。湾は半月形をなし、長さ三哩、幅一哩二分の一にして、その南隅岩石突兀たる処をポイント・ローボスと称し、この背後に約五百「メートル」程の湾入せる入面あり。北に向って開口し、風波を凌ぐに極めて安全にして、これを外にしては、是よりサンスミオンに至る約八十哩の沿岸中、他に繋船すべき処なし。

この湾の東隅涯上に粗造なる家屋のあるは、すなわち今ここに報告せんとする小谷氏の住宅並びにその製造処にして、西岸の涯下にある一棟はその缶詰工場、しかしてこの湾内に浮べるは氏の三十馬力の「ギヤスリン・ボート」と数隻の漁船となり。

工場は南北に長く、間口八間奥行三間、これに鍛冶工場と物置とを供え、工場内には十馬力の直

立式汽罐を供え、これより各一個の煮沸釜と殺菌釜とに蒸汽を導き、一釜は一時に約十二「ケース」の一封度缶を容るるに足るべし。

工場内の余地は封缶作業等に用いられ、海岸に約三間四方の物揚場を設け、これに木製の起重機を供え、以って漁船より直かに鮑を籠に入れて引き上げ、その他一般の用に供し、物揚場において直かに秤量・除殻・洗滌・塩漬等の処理法を行い、これを了せる鮑の肉は、これを二頭曳の馬車にて東方の工場に運ぶ。ここには直径一「メートル」の煮釜ありてこれにて煮熟し、他に乾燥場ありてこれが乾燥を行い、全き乾燥の後この作業を了る。その詳細は別項に譲るべし。

製品は或る数量に達せる後、馬車にて七哩のモンテレーに送り取引先に発送す。目下の取引先は桑港にして、明鮑は白人に、缶詰は邦人の食料品問屋と特約しつつあり。これ各々その人種を異にすると共に、その需用の異なればなり。しかして往年長崎の某海産物仲買業者に送付せるも、別項の如き故障によりて以後これを中止せり。

小谷氏兄弟は前項の如くアーレン氏と合同し、Point Lobos Canning Company の名義をもってアーレン氏を支配人となし、小谷両氏は単に使用人の名義を仮用し、現に北米合衆国水産調査委員の報告書 The Commercial Fisheries of the Pacific Coast States in 1904. Bureau of Fisheries Document No. 612., PP. 18-19., には「一名の米人支配人と十二名の日本人の使用人とを有す」と記載するを見る。これ実に当北米合衆国における邦人経営法の最良手段にして、かくして他の白人の猜疑に基く各種の妨害を免るるを得べし。

余さきに当地方における邦人各種経営者の事業の状態を視察するに際し、先ず感ずるを得たりしは、即ちその共同者の性質にありとす。そのよく当地方において成效を謳むるものは、先ず第一に兄弟と共同せるもの、次は親戚と共同せるもの、次は郷貫を同じうするものにして、その最も劣れるものは即ち他人との共同に在りとす。けだし邦人の性癖として、多年の親交によりて容易く共同出資経営の道を講ずるもの多しと難も、漸くその時日を経るに従いて感情の衝突を来し、ひとたび利害関係の相反するや直ちに反目疾視して、終に己れが損失を免がれんがために出資額の回収を計るもの多く、ためにこれ等の経営者にしてよく当初の計画を遂行するもの殆んどこれなきは、大いに遺憾とすべき事実なり。よりて余はここに、当地における邦人経営法の最良手段として小谷氏の現況を記述するところなり。

第3. 加州沿岸に於ける鮑の分布

加州沿岸殊に南部における鮑の分布を述ぶるにあたり、先ずその海岸の状態を見るに、桑港湾頭より12哩は岩石にて成りてサンタ・クルズ Santa Cruz に及び、これよりモンテレー湾一帯の砂地を除き、カーメロ湾より約八十哩サンルイス・オビスポ郡のサンスミオンに到る迄巖岩絶壁の險所にして、カーメロ湾を除きて他に良好なる碇泊所なく、更にこれよりサンペードロ San Pedro に及ぶ。

この沿岸一帯に海藻類、殊に褐藻類に属し「ケルプ」Kelp の俗称を有し、「ネレオシスチス・ルツキアナ」Nereocystis Lutkeana の学名を有する一種の藻類に富み、長さ三百呎に及び海岸に打ち揚げられしもの、時々重積して小丘状をなすことあり。10 尋線は海岸より1哩の付近にあれども、海岸の険悪なると共に漸く近接す。

この海岸において鮑の生息するは、殆んど一帯に存すると称するも可なれども、殊にカーメロ湾よりポート・ハーフォード Port Harford 以南に多く、その最も多きはカーメロ及びサンペードロ付近のホワイト・ポイントなりとす。然るに桑港より北方の沿岸においてはその状況の不明なるも

の多しと雖も、世評によれば却て南部沿岸におけるよりも多し。去れどこれに反してその肉質は北方に至るに従いて次第に劣れるものありという。

要するに加州沿岸殊に桑港以南においては、その生息すること極めて多量にして、試みに覗き眼鏡を以って水底を覗えば、その3、4尋の処において鮑の多数を認め易きのみならず、これを潜水業者の言に徴するに、水深4、5尋の海底にして「ケルプ」の多き処に多きを見ると言う。

その鮑の種類は外観上黒介と赤介とありて、肉味前者の遙かに後者に優り、その学名は「ハリオチス・カリフォルニカ」*Haliotis Californica* なりという（加州取締規則に拠る）。この沿岸モンテレー、カーメロ等を除きては人煙極めて稀薄にして、現に小谷氏の居宅付近の如きは人家僅かに4哩四方中10数個に過ぎずして、夜半「カヨテ」*Coyote*（狼の一種）の来たりて窓下に鳴くこと敢て珍しからず。

第4. 採鮑の方法

初め当地において採鮑業を開始するや、その採取の方法は皆な裸体潜水の法によりしも、小谷氏は明治31年11月11日より潜水機1台を使用し、翌年更に1台を増加して、従来裸体潜水の際は、潜水夫1名にして一日よく200封度乃至900封度、最大1,000封度（介殻共、以下これに倣う）に過ぎざりしが、潜水機使用に際し1台8人を要して、5千封度乃至8千封度に達するに至れり。潜水機は初め米国製のものを使用せるもその品質良好ならず。乃ち各部の護謨質は純良ならずして亀裂し易く、且つ頗る高価にして平均700弗を要するも、これを日本より取り寄すればよく半額を節し得るのみならず、その品質良好にして護謨質は純良なるものを用いあれば、比較的長時の使用に適するを以って、爾来本邦より輸入使用しつつあり。しかしてその使用期限は大約1ヶ年間なりという。

然るに昨年初春加州選出議員等の建議により、1907年3月15日加州州法漁業取締規則修正の結果（猶、別項参照）、採捕すべき鮑の種類及び大きさを限定し、同時に潜水機を以って採鮑するを禁じ、且つ同月21日を以て第416条によりモンテレー湾内において鮑類その他一切の介類を採捕するを禁止し、発令の日より実行せられしかば、目下モンテレー湾を除き潜水機を使用せずして手鉈捕獲の法を行いつつあり。

すなわち肩幅4呎の小艇に2名乗り組み、水深3、4尋の処において、底部1呎半高さ2呎余の木箱にして上下に蓋を設けず、只底部のみ硝子板を装置せる水眼鏡によりて海底を覗い、長さ4、5尋の竿の一端に叉状の鉈を装置せるものにして突きてこれを採捕しつつあり。

漁船は従来この地沿岸に用いられしものに、日本漁船の様式を加えし新案のものにして、主として同地に在る漁夫亀井金右衛門氏の造る処にして、氏は去る明治28年中、野田音三郎氏と共にモンテレーに来たり。爾来この地に在りて各種の漁業に従事し、目下小谷氏方に在りて採鮑に従い、紀州熊野の産にして好んで船を作り、従来地の需に応じて実費を以って造艇を行い、その数今日迄殆んど数十隻の多きに達し、これに倣いて造るもの続出し、ためにこの種の漁船モンテレー湾内において優に百数十隻に達せり。その造船費用は同胞に対しては原料を買わしめ、己れは手間代を受くるのみ。すなわち左の如し。

全長 十四呎 九 弗 十七呎 十 弗

以上に「ハーフ、デッキ」を付すれば 十二弗 十九呎「ハーフ、デッキ」付 十四弗

以上日数約七日間

目下使用する手鉈は直径半吋程の鉄の丸棒、長さ約二呎半のものを、先端約五吋を三叉又は四叉

に開き、この先頭を銚状に尖鋭ならしめしものにして、一本の製作費白人の鍛冶屋において一弗を要しつつありしも、過日漁夫において自身試製の結果、従来の価格の約三分の一、すなわち僅かに三十仙内外にて自ら欲する俣のものを作るに至り、目下各自において自製しつつあり。その持続年限は約一ヶ年間なりという。しかしてこの漁業に「ギヤスリン・ボート」を応用するは、三十五年頃小谷氏に始まり、当時氏は十馬力のものを使用しつつありしも、後三十七年に至り三十馬力に改め、爾来、出漁・引き上げ・探険等に漁艇を曳用するに供し、頗る便宜を得つつあり。その詳細は左記の如し。

機械の種類は Fairbank Mose の船用「ギヤスリン・エンジン」にして、馬力三十速力約十八海湮、平均十海湮 油は軽油、即ち Distirate oil なれども、その他石油・輝発油何れも使用するを得べし 油の消費量一時間一馬力に就き一「ポイント」、即ち一「ギャルロン」の油は一馬力にて、八時間を保つを得べく、しかして一「ギャルロン」は二十仙なり。代金一千六百弗（但し、この地方にては同氏が最初に購入せるを以って、先方会社において割引せるものにして、目下は一千八百弗也、）船体長さ三十呎、幅十呎 噸数約九噸、この価格約三百弗

本機械の特徴は、瓦斯爆発に際して大なる音響を發せず、「エンジン」の調節円滑にして、且つ唧筒は三個付設せらる。しかしてこの節働輪に小形「ダイナモ」を付して發電せしめ、船中に数個の電灯を点じ、機関室内の前方において操舵し得られ、單檣を有し「ケツチ」形の帆を掲ぐるを得、しかして一個の汽笛を具備す。

第5. 製法の一般

陸揚げせる生鮑は、秤量後直に介殻を除去し、腸その他腮を除く。この際珠母を発見することあるを以てよくこれを俛せる、後四斗樽に移し、鹽を五合程入れ鮑肉三四十個を入れてよく震蕩し、充分内面に鹽分を付着せる後、これを更に四斗樽に入れ鹽一と握み程を撒布し、次第に載積して樽を充塞せしめ蓋を施せる。後一昼夜放置すれば水分浸出して体は柔軟となり、これを直径五呎深さ二呎の桶に入れ海水を注ぎてよく攪拌し、一昼夜の後攪い上ぐれば体の黒色部は全く除去せられて、桶内の水は全く黒色に變ず。これより木箱に入れ、馬車に移して東方の煮上げ場に搬致し、直径一「メートル」程の煮釜に投じ、適度の温度を以って約三時間沸騰せざる様に煮熟せしめ、時々攪拌し、後ちこれを底部を簾状になせる長さ一「メートル」幅二呎程の枠に移し、日当り良好なる処に設けし乾燥台上に併列せしめ、この際腹足部を外面向わしめ、かくして全く乾燥するまで二三日間これを行い、夜間は毎枠相重積し最上部に蓋を行い、かくして明鮑は完製せられ、後ち五百個を一「ケース」とし商品として發送せらる。

缶詰にするものは、体の黒色の全く除去せるものを適宜の大きさに切断して適量を缶に詰め、後ちこれを淡水を半ば充し、常法によりて缶詰の法を施し、完了後四打を以って一「ケース」となして木箱中に収む。この際特殊なる商標を貼付せず。

缶は一封度入り円缶にして桑港なる製缶会社よりの供給に係る。その価格次の如し。

缶每一千個（一「ケース」）	二 十 弗
同上の蓋（周囲に白蠟を付せるもの）每一千個	一弗八十仙
但し、白蠟を付せざる蓋は無料とす	
運賃桑港よりモンテレー迄每五「ケース」	四 弗
配達賃モンテレーよりポイント・ローボス迄每五「ケース」	四 弗
この外	

鹽酸（純良）	一封度	一	弗
白蠟	一封度	三	十 仙

鹽は桑港より南方約二十哩のサンマテオ San Mateo の「レススレー」製鹽会社の製品にして、一噸二十弗なり。しかしてその種類多くして、各個の市価次の如し。

Velvet Grain	75	2-1b	bags	in	bale	\$2.25
〃	50	3-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	40	4-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	30	5-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	15	10-〃	〃	〃	〃	2.25
〃	8	20-〃	〃	〃	〃	2.25

第6. 労銀

潜水機使用時代における労銀・割増金並びに負担法、左の如し。漁夫一名に就き一ヶ月金十五弗の俸給、ほか機関手一名三十弗 生鮑捕獲高每一万封度（介殻共）、各一名に対し各金二弗五十仙の割増金 漁具及機関手・漁夫の食料・宿舎等は、小谷氏の負担とす 手鉈捕獲法採用以来、乃ち現今の関係は左の如し。生鮑捕獲高每百封度に対し各一弗 機関手一名三十弗 書記一名二十五弗、雑使一名十五弗

漁具食料宿舎はすべて小谷氏の負担とす

第7. 販路の状況

製品の販路は目下桑港においてのみ開き、かつて長崎に輸出せることなり。桑港においては外商にしてこれが取引を熱望するもの多く、特に製造所まで来て直接に取引するものあり。且つその支払法も現金を以てし、極めて確実なるが、主として明鮑は外商に由りて清国各地に輸出せられ、缶詰は北米貿易株式会社により会社の商標の下に、主として在留同胞の間に供給せらる。乃ち左の如し。

Ch. Tetzen Co. 818 Battery St. S. F.,
 Mareuse Seymore. 508 Battery St. S. F.,
 北米貿易株式会社 (North American Merchandise Company.)
 Front St. Cor. Commercial St. S. F.,

第8. 製造売上高

今一千九百四年の統計に由れば、同年中加州南方において鮑の採鮑高は七十九万七千封度にして、内、肉は二万七千九百四十八封度。この価格七千一百九十九弗。介殻の重量八千九百三十封度にして、価格一千九百五十六弗。珠母の価格一千五百弗なりしという。然れども由来漁業統計の不完全なるをもって、実際収入はこれに数倍するものと知るべきなり。

而て小谷氏方に在ては、潜水機使用禁止までは一ヶ年平均六十万封度乃至八十万封度の間にありしが、その禁止後昨年八月より本年三月まで九ヶ月間において、既に二十一万封度を捕獲せるが、近来一日に対しては八千封度内外の捕獲あり。

その介殻は一噸二十五弗内外を以て外商の購う処となる。而してこれは桑港付近若しくは独逸等に送り、各種介細工の原料に供するという。而して内臓等は別に用途なきをもって海中に投棄す。

製品の価格等に至りては元より商機に属し、ここに明記する限りにあらずるも、今当桑港におけ

る市価を見るに左の如し。

明鮑一封度 二十五仙内外 鮑水煮缶詰一個 十 五 仙 以上小売値段

第9. 本邦仲買業者の不徳

前記小谷氏のポイント・ローボスに明鮑製造の業を開始するや、その販路を日本における本邦仲買商の手を経て清韓に開かんことを希望し、かくして横浜・神戸・長崎等においてこれが仲買人を詮索し、終に某氏の紹介に由り長崎市海産物仲買人某氏と特約し、乃ち三十一年四月二十八日をもって第一回の出荷を行い、その数積で十回に及びしが、従来同所製造の明鮑は一番と二番との区別を付し、形大にして且つ整齊なるものを一番とし、これに重ぐものを二番とし、日本に対してはすべての一番物のみを送付しつつあり。その取引方法は正金銀行荷為替となしつつありしも、中間二回の送金なかりしも当地においては先方の都合によることと思考し、引き続き送荷すること十回に及び。数量左の如し。

一回の送量二十箱（一箱に就き正味平均二百三十斤（和斤））

価格は毎百斤、最上七十三円、最低五十二円、平均六十円（但し運賃保険料共）

以上の如くにして一と先ず出荷を中止し、支払い未済高八百円に対し先方に照会せる処、程経て店主目下旅行中との返書来り、重いで関係銀行等の交渉数次を経るに及び、該品は運搬中に腐敗しあり。よりにて本店においてこれが支払をなし難しとの事なりしが、これは元より一時の口実に過ぎず。更に交渉する処ありしも何分文書の往復に時日を要し、終に法律上の時効を経過して訴訟を提起する能わず。

同店の不信実はこのみに止まらずして、これより稍や経て当桑港市堂本商店（現今の北米貿易株式会社）も前記仲買人のために四百円余の損害を蒙むりしという。かくの如きは実に商業家として不信実の至にして、重いで日米貿易の発達を障害し、現に目下は一切本邦へ出荷を止め、当地において一番二番とも販売しつつあり。却て支払い確実にして、且つその期日短少に手続少なき等、便宜少なからざるなり。

第10. 採鮑業の将来に就て

北米太平洋沿岸に於ける邦人の経営に属する事業中、その開始以来常に同一なる経路を辿り且つ波瀾の少なきは、恐く小谷氏の採鮑事業の右に出るものなかるべし。偶々昨年初春におけるその取締規則の改正は、聊か同事業に一つの頓挫を来たせるに似たりと雖も、現今は却て昔時に優るの景況を呈しつつあり。

以上は主としてその事業の撰択と経営のよろしきとに帰する処なるも、今当加州沿岸のみならず一般太平洋沿岸に於ける斯業の前途を見るに、なお発展すべきの余地充分なるを信ず。その桑港以南における状況はここに言を費すの要なしと雖も、その北部にしてシャートル Seattle に到る迄鮑の生息すること夥きものあるを以って、全体を通してその組織のよろしきを得ば、以って他日立脚の地を求むること敢て難きに非ざるのみならず、その需用地の主として清国に存するを以って、偶々この過産に陥るの恐れなきを信ず。

由来邦人のこの地に経営するもの、多くは他の白人と殆んど没交渉にして、その間互いに融和するもの少きを遺憾とす。故を以って邦人の経営する処はために純然たる日本殖民地の觀を呈し、漸く他の嫉妬を招き排斥を叫ばしむ。これ元より事業の膨張に伴う自然の数なりと雖も、決して策の得たるものに非ず。先ず白人を己れが共同者となすか若しくはこれを使役するか、何れにしてもそ

の事業に就いて白人との交渉これ有る以上、自ら各自利害の関係よりして彼等の迫害を減ずるを得べし。これを昨年発行の雑誌「サンセット」に現われし日本人採鮑業に対する記事に徴するも、「鮑は由来吾が太平洋沿岸における一つの誇とすべきものなりしが、彼の日本人この地に来たりてより濫獲これ事とし、終に今日の如き取締法の制定を見るに至れり。海底における真珠を宿す鮑を絶滅せしむる惨殺者日本人は、鮑の滅亡に反して却て彼等は巨万の富を作るに至れり」等の如き、その他種々の機会によりて表わるる彼等の対日本観は、悉く日本人は初め無一文より来たりて忽ちに大なる富を獲得するということに存して、純然たる嫉妬とこれに伴うに将来に対する恐怖とを以てす。かくの如きは単り採鮑事業のみならず、凡ての事業に就いて最初大いなる注意を払うべきものにして、要は彼等とその利害を岐つによりてこれを減ずるを得べし。

以上の如くにして事業を経営するにおいて、比較的容易にその事業を発展せしめ得るを信ず。単り明鮑と言わずその灰鮑の如きも亦、多大なる需用を得るに足るべきも、彼の缶詰に至りては目下主として在留同胞に供給するを目的とすれども、移民法施行以来在留同胞の次第にその数を減ずる以上、今日の如く将来も大いなる需用を継続し得るや、聊か一考を要すべきものにして、畢竟するに本事業の目的は、その仲買の白人たると清国人とまた同胞たるとを問わず、純然たる清国輸出向けとなすにおいて、まさに大いなる需用を求め得べきを確信するものなり。

付 鮑に関する北米海関税法

北米合衆国においては全国に輸入する鮑にして、その缶詰なると煮乾品なると若しくは単に介殻なるとを問わず、何等の輸入税をも賦課することなし。

採鮑業に関する取締法 (加州漁業及狩猟規則摘要)

第六百二十八条 (前略) 通常取引上において黒鮑 *Blackabalone* (*Haliotis Californica*) と称せらるる鮑は、その介殻にして外縁の長さ十二吋以下なるもの、或いはこの以外の鮑にして介殻の外縁の長さ十五吋以下なるものは、如何なる時においてもこれを購入し販売し取引を求め採取し捕獲し殺害し、若しくはこれを所持するもの、或いは本州内の水面において潜水服その他凡ての潜水機を使用して、鮑及び鮑の介殻を採取し捕獲し殺害し若しくはこれを所持するものは、本法によりて処断せらる。(一千九百零七年四月十五日制定)

第六百二十八条D (罰金並びに刑罰の件)

何人にてても本法第六百二十八条、第六百二十八条A第六百二十八条B及び第六百二十八条Cに違反する者は、二十弗以上五百弗以下の罰金、若しくは郡において有罪を宣告せられたる場合は、郡監獄において二十日以上百五十日以下の禁錮、若しくは罰金並びに禁錮とを同時に科することあるべし。(一千九百零五年四月十八日制定)

モンテレー湾に就いての取締法 (第四百十六条)

加州選出議員は一千九百零七年四月二十一日を以て左の通り協議制定せり。

第一節 モンテレー湾 Bay of Monterey 内において保護すべき介類その他無脊椎動物、並びにその区域に就いては、左の通相定む。

モンテレー湾口南方におけるポイント・ピノス Point Pinos の先端より起り、これよりシーサイド Sea Side の南端に至り、該湾の東岸迄引ける一直線と、合衆国測

量部によりて定置せられ、 Monterey 3. N. O. T. C. & G. S. Sta. と記入しある標識と海岸線に沿うて、前記基点より該湾に沿うたる線の囲む区域。

第二節 何人にてても前記の区域内において、商業上の目的を以って如何なる介類若しくは無脊椎動物類を捕獲し採取し或いは運搬する能わず。

第三節 何人にてても本則の禁を犯すものは、五百弗以下或いは郡監獄において九十日以下の禁錮或いは両刑を科することあるべし。

第四節 本則は制定の日より執行す。